

第1章 ガイドラインの位置づけ

第1節 ガイドラインの目的

このガイドラインは、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に起因する東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、万が一に四国電力株式会社伊方原子力発電所において事故が発生し、これにより原子力災害が発生した場合に備えて、愛媛県内の社会福祉施設等（以下「施設」といいます。）の管理者（以下「施設管理者」といいます。）があらかじめ作成する避難計画の基本的考え方を整理することにより、高齢者、障害者、乳幼児などの災害時要援護者が入所している施設の原子力災害時における避難計画の作成を支援することを目的としています。

第2節 ガイドラインの性格

このガイドラインは、施設管理者が、愛媛県地域防災計画（原子力災害対策編）第2編第8章に定める「原子力災害時における避難計画」を作成する際の基本的事項を取りまとめたものです。

原子力災害対策重点区域内の施設の施設管理者は、このガイドラインに沿って、それぞれの施設の特性を勘案して、実態に合った避難計画を作成するとともに、原子力災害時においては、作成した避難計画をもとに、安全かつ迅速な避難を行うものとします。

また、このガイドラインは、状況の変化に対応するために、必要に応じ見直しを行います。

第3節 ガイドラインの読み方

このガイドラインは、第2章から第4章において、避難計画作成上の留意事項、避難計画に盛り込む平常時対策及び災害時対応を示しており、施設管理者が、それぞれの項目を理解した上で、避難計画を作成することを期待しています。

避難計画は、平常時対策及び災害時対応の両面で構成されて、はじめて有効な計画となりますが、第3章及び第4章で示している基本的事項のほかにも、講じるべき対策・対応があれば、避難計画に記載する必要があります。

なお、巻末の原子力災害避難計画（作成例）及び原子力災害対策チェックリストは、このガイドラインで示す平常時対策及び災害時対応を要約して例示したものですので、避難計画の作成に活用してください。

第2章 避難計画作成に当たっての留意事項

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震では、地震・津波・原子力事故が重なり、東北地方各県に甚大な被害をもたらしました。私たちは、災害の脅威に対して、平常時から最悪の事態を想定し、万全の対策を講じることの重要性をあらためて認識させられたところです。

今世紀前半にも発生が確実視されている東南海・南海地震の大規模な地震等により、四国電力株式会社伊方原子力発電所において万が一、事故が発生した場合に備えて、施設管理者は、入所者及び職員の尊い人命を守るため、「自助・共助・公助」を基本としたこれまでの自然災害に対する防災計画にとどまらず、それと連動した原子力災害における避難計画を作成する必要があります。

第1節 避難計画作成の重要ポイント

○役割分担・指揮系統の明確化

○市町との連携強化

○複合災害への対応

愛媛県地域防災計画（原子力災害対策編）抜粋

2-8-5 災害時要援護者等の援助計画

3 社会福祉施設等管理者の活動

(1) 組織体制の整備

社会福祉施設等管理者は、重点市町や他の類似施設、地域の自主防災組織等と連携を図りながら災害時の協力体制づくりに努めるものとする。

(2) 緊急連絡体制の整備

社会福祉施設等管理者は、重点市町の協力を得て、原子力災害に備え、緊急時における情報伝達の手段、方法を確立するとともに、施設相互間の緊急連絡体制の整備・強化に努めるものとする。

(3) 防災教育・訓練の充実

社会福祉施設等管理者は、重点市町の協力を得て、原子力災害時において施設等利用者が適切な行動がとれるよう防災教育を行うとともに、利用者の実態に応じた避難訓練等を定期的の実施するよう努めるものとする。

(4) 物資等の備蓄

社会福祉施設等管理者は、原子力災害時に施設等利用者最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、介護用品等の備蓄を行うとともに、利用者等の移送に必要な資機材の確保、原子力防災資機材や非常用自家発電機等の整備に努めるものとする。

(5) 避難計画の作成

社会福祉施設等管理者は、県、重点市町、その他の市町と連携し、原子力災害時における避難場所、避難経路、誘導責任者、誘導方法等についての避難計画を作成するものとする。

第2節 原子力災害とは

原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」といいます。）によると、原子力災害とは、原子力施設の事故等に起因して放射性物質又は放射線が原子力施設外に異常放出されたことにより生じる被害とされています。

原子力災害により人体に影響を与える可能性のある「被ばく」には、「外部被ばく」と「内部被ばく」の2種類があるので、原子力災害対策の実施に当たっては、これら双方への対処を十分に検討して、無用な被ばくを回避することが大切です。

被ばく	経路
外部被ばく	体外にある放射性物質から出る放射線を受けることによる被ばく。
内部被ばく	放射性物質を吸入、経口摂取等により体内に取り込み、体内にある放射性物質から出る放射線を受けることによる被ばく。

第3節 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の概要

【東北地方太平洋沖地震】

発生：平成23年3月11日 14時46分

マグニチュード：9.0

震源：三陸沖（北緯38度06.2分、東緯142度51.6分、深さ24km）

※この地震による災害を「東日本大震災」と呼びます。

【東京電力株式会社福島第一原子力発電所】

地震とこれに伴う津波により損傷し、原子炉を冷却するための全ての機能を喪失したことにより、炉心溶融（メルトダウン）と水素爆発を伴う過酷事故（シビアアクシデント）などによって、周辺地域に大量の放射性物質の飛散と汚染水の海洋流出を引き起こしました。（事故原因の詳細は引き続き、国において確認中。）

【住民避難措置（国）】

日付	措置状況
3月11日	福島第一原子力発電所周囲半径3km圏内「避難指示」、同半径3～10km圏内「屋内退避指示」
3月12日	福島第一原子力発電所周囲半径10km圏内「避難指示」後、同半径20km圏内「避難指示」
3月15日	福島第一原子力発電所周囲半径20～30km圏内「屋内退避指示」

第4節 避難計画の範囲

【時間的な範囲】

平常時における原子力災害対策を含めて、伊方原子力発電所で原子力事故が発生してから、被ばくのおそれのない場所まで避難するまでの間

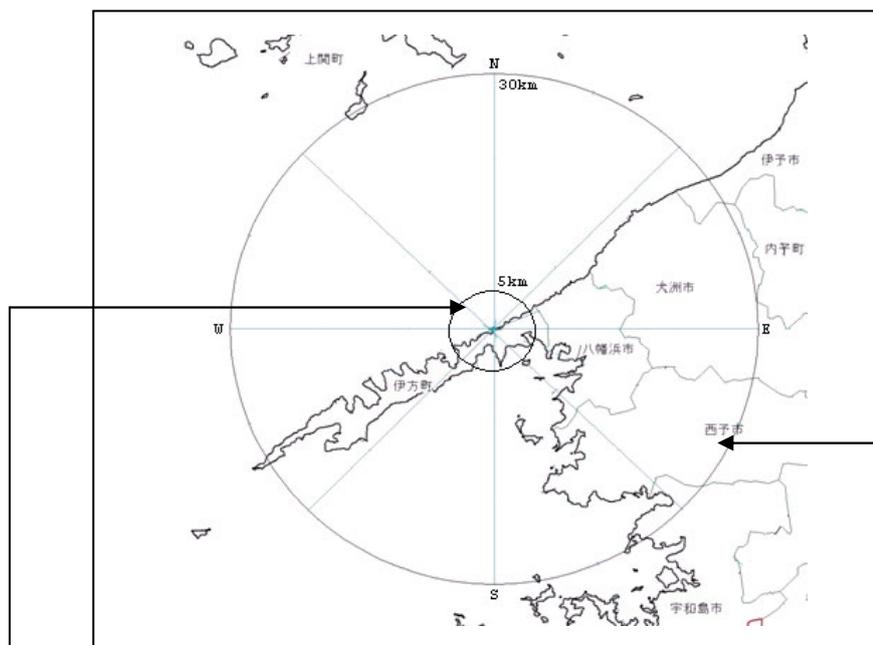
【地理的な範囲】

原子力災害対策重点区域内（愛媛県地域防災計画（原子力災害対策編）で設定される伊方原子力発電所から概ね半径30km圏内の地域）に所在する施設

【避難対象者の範囲】

上記施設の入所者及び職員

【愛媛県における原子力災害対策重点区域】



予防的防護措置を準備する区域（PAZ：Precautionary Action Zone）

急速に進展する事故においても、被ばくによる確定的影響等を回避するため、直ちに避難を開始するなど、放射性物質が周辺環境に放出される前から予防的に防護措置（避難等）を準備する区域を指します。具体的には、原子力施設から概ね半径5kmの地域を設定しており、愛媛県では伊方町が該当します。

緊急時防護措置を準備する区域（UPZ：Urgent Protective action Planning Zone）

確率的影響のリスクを最小限に抑えるため、緊急時モニタリングの結果等を踏まえて、避難や屋内退避等を準備する区域を指します。具体的には、原子力施設から概ね半径30kmの地域（PAZを除く。）を設定しており、愛媛県では、伊方町、八幡浜市、大洲市、西予市、宇和島市、伊予市、内子町が該当します。

第5節 情報収集連絡体制の確立

原子力災害時における安全かつ迅速な避難を実施するためには、市町等関係機関と施設内の情報収集連絡体制をあらかじめ確立しておくことが必要です。

【情報等受伝達環境の整備】

原子力災害時において大切なことは、原子力事故等に関する正確な情報を速やかに収集して、避難活動における混乱を回避するとともに、市町等関係機関との必要な指示・要請の受伝達と施設内における迅速な指示伝達によるスムーズな災害対応を行うことです。

そのために、市町等関係機関との情報提供体制や施設の組織体制を整えておきます。

市町等関係機関との関係	避難活動に支障を来たさないよう、あらかじめ相互の担当窓口、伝達手段及び方法を確認しておきます。
施設内での体制	災害対応に支障を来たさないよう、指揮系統を明らかにして、役割分担を確認・整理しておきます。

【原子力災害の特徴】

原子力災害では、自然災害とは異なり、人間の五感で感じるできない（見えない・聞こえない・匂わない・味がない・肌に感じない）放射性物質又は放射線の放出という特有の事象が発生するので、災害の程度や状況を直ちに感じ取ることができず、被ばくのおそれの有無を自分では判断することができません。

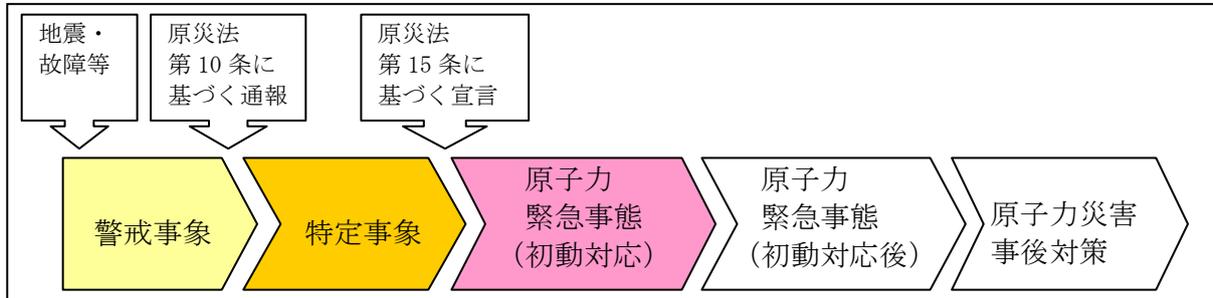
したがって、原子力災害時においては、「うわさ」や「憶測」に惑わされず、市町等関係機関から公表・提供される正しい情報を正確に把握し、その情報に基づいて、冷静な行動をとることが非常に重要となります。

【必要な情報を収集する方法（主な情報源と情報内容）】

- ①ラジオ、テレビ、CATV、インターネット、県防災メール、コミュニティFM
→県災害対策本部の放送要請事項、災害情報、交通機関運行状況等
- ②防災行政無線、有線放送、広報車、ヘリコプター、船舶
→主として市町災害対策本部からの指示、指導、救助措置等
- ③自主防災組織を通じた連絡
→主として市町災害対策本部からの指示、指導、救助措置等

第6節 避難の流れ

【原災法に基づく通報と事態の流れ】



【原子力災害対策指針に基づく原子力災害時に想定される防護措置】

事態区分	施設の対応（避難・屋内退避）
警戒事態 (警戒事象)	<ul style="list-style-type: none"> ・ P A Z内の施設は、早い段階での避難指示に備えて、速やかに避難準備（避難場所、避難手段の確保等）を進める。 ・ U P Z内の施設は、情報収集・連絡体制を整える。
施設敷地緊急事態 (特定事象)	<ul style="list-style-type: none"> ・ P A Z内の施設は、避難指示があった場合は、避難を開始する。ただし、入所者の状況によっては屋内退避も検討する。 ・ U P Z内の施設は、屋内退避を実施する。
全面緊急事態 (原子力緊急事態)	<ul style="list-style-type: none"> ・ P A Z内の施設は、既に避難を開始している。 ・ U P Z内の施設は、屋内退避を継続して、緊急時モニタリング結果等によって、避難準備又は避難を開始する。

※「事態の段階」区分に記載のカッコ内の事象は、原災法に基づく事象を記載しています。

避難等の防護措置は、原子力施設における事故等の進展状況や緊急時モニタリングの結果等に基づき実施することになります。

なお、P A Z内の災害時要援護者には、一般の住民よりも早い段階での避難準備や避難措置が講じられることとなるため、施設においても同様の対応が必要です。

【災害時要援護者の避難】

高齢者や障害者などの避難に当たっては、避難場所等に避難する（した）ことにより、逆に心身の状態が悪化するおそれもあることから、家族や市町等とも協議して、入所者の状況に応じた避難手段や避難方法を検討することが大切です。

実際の避難では、入所者の健康上の危険度が高く避難させることができない場合には、放射線の遮へい効果や気密性が高い建物への屋内退避を実施し、避難手段や他の防護措置が確保できた後に、施設職員等の誘導のもと、避難することによる健康上の危険度が低いことを確認した上で避難させることが想定されます。

第7節 避難場所等の事前協議

施設管理者は、避難場所、避難経路、避難手段（徒歩、車両、バス、鉄道、船舶、ヘリコプター）、避難方法（徒歩での移動が困難な入所者や介助の必要な入所者の避難誘導を円滑に実施するための支援体制などの対応方法）を、あらかじめ市町と協議しておく必要があります。

原子力災害時においては、安全かつ迅速な避難が実施できるよう必要な応急体制を速やかに確立する必要があります。

市町は、住民避難計画に基づいて、住民等に避難措置の指示（屋内退避、コンクリート屋内退避、避難）を行うこととなるので、施設管理者は、その計画を確認しておくとともに、災害時には、その指示に基づいて、速やかに避難活動を行うことが大切です。

第8節 自然災害対策との連動性

東日本大震災のような地震・津波・原子力事故からなる大規模かつ広域的な複合災害においては、避難活動が制約されるため、原子力災害と自然災害という複数の事象に同時に対処できる体制を整備しておく必要があります。

原子力災害対策に当たり、情報収集連絡体制や緊急連絡網の整備といった対策については、自然災害に対する防災対策との共通性あるいは類似性があるので、自然災害と原子力災害が重なった複合災害に備えるためにも、自然災害と全く独立した防災対策を講じるのではなく、自然災害への防災対策と連動して対応する必要があります。

なお、複合災害時においては、自然災害による施設及び避難場所の被災、交通網の途絶、人員・資機材・車両の不足、情報の錯綜などが想定されるため、それらの状況を正確に把握した災害対応が必要となってきます。

また、市町にも複合災害時の住民避難計画を確認しておく必要があります。

平成24年2月に愛媛県中予地方局健康福祉環境部が策定した「社会福祉施設防災マニュアル」（以下「防災マニュアル」といいます。）には、施設の防災体制の枠組みや雛形が示されていますので、それらを参考にして、施設の災害対応力を高めてください。

○マニュアルの入手先

愛媛県ホームページ (<http://www.pref.ehime.jp>) > 暮らし・防災・環境 > 防災・危機管理 > 防災対策 > 『社会福祉施設防災マニュアル』の策定について

第3章 平常時の対策

原子力災害に備えて、平常時に取り組む基本的な対策は次のようなことが考えられますので、施設管理者は、施設や入所者の特性を勘案して、これらの内容等を反映した避難計画を作成する必要があります。

また、避難計画は、施設環境の変化や避難訓練等で得られた課題に応じて、絶えず見直しを行い、施設の実態に合った実効性の高いものとしておくことが大切です。

第1節 役割分担の決定・初動体制の確保

①役割分担の明確化

施設の全部門、全職種からの職員の参画を得て、施設の規模、形態などその実態に合った避難体制を整備することが必要です。

原子力災害時における避難を安全かつ迅速に実施するため、指揮機能を有する組織を設置して、組織の構成、役割分担を具体的に定めてください。

例えば、災害時には、情報収集、連絡調整、安全確認、応急物資確保、避難誘導といった役割ごとに班を編成し、その業務内容をわかりやすく、できる限り詳細に決めておくといったことが考えられます。

②職員不在時等の初動対応

複合災害時や夜間・早朝など避難誘導者等が不足・不在する場合の初動対応を円滑に進めるため、少人数下での避難体制も検討してください。

例えば、まず、連絡調整班を立ち上げ、自主防災組織等に応援を要請するといったことが考えられます。特に、施設管理者の不在時に避難対応を迫られる場合も考え、その代理者など複数の者を置くことや施設管理者からの指示を受けられない状況を想定した対応を検討しておくことが望まれます。

第2節 情報収集・伝達体制の整備

①内部及び外部との情報収集・伝達体制の整備

市町の協力を得て、原子力災害時での情報伝達方法を確認するなど、原子力事故や避難に関する情報・指示等が「市町等関係機関と施設間」及び「施設内部」において確実に伝達されるようその方法を具体的に避難計画に明示してください。

例えば、市町等関係機関への連絡先（夜間・休日も含みます。）や担当を一覧にまとめて、相互の伝達事項を整理して記載しておくほか、施設内での情報共有方法をどのように行うかを決めておくことなどが考えられます。

また、入所者本人や家族等の間に無用な混乱や心配を生じさせないために、原子力災害時における入所者の家族等との連絡方法についても、事前に災害用伝言ダイヤルサービスも含めた複数の方法を確認しておいてください。

②代替手段の確保

大規模自然災害等による情報伝達手段（電話・FAX等）の機能喪失を想定して、代替手段（自主防災組織、消防団、民生・児童委員などを通じた情報伝達方法）を市町に確認するなど複数の伝達手段を確保しておくことが必要です。

第3節 職員の招集・参集

①夜間・早朝・休日の対応

施設職員の役職、居住地、交通手段等を考慮して、夜間・早朝や休日など少人数体制となる時間帯における参集可能な職員を決めておく必要があります。

例えば、災害時に公共交通機関や車が使用できない場合に備えて、各班の責任者や初動時に必要となる人員には、徒歩又は自転車（バイク）で30分以内に参集可能な者を指定するといった対応が考えられます。

その際には、職員ごとに、参集手段（徒歩・通常の通勤手段など）によって、どの程度の時間で参集できるか確認しておくことが必要となります。

また、テレビ、ラジオ等により原子力事故等の発生を覚知した際には、職員は自発的に参集することも検討してください。

②代替要員の確保

不測の事態により指定していた参集可能職員が参集できない場合又は参集が遅れる場合に備えて、あらかじめ、その代替人員と代理順位（居住地が近い順、先に到着した順など）を定めておくようにしてください。

また、必要に応じて、自主防災組織等や他施設への支援要請など連携の構築も検討してください。

第4節 施設入所者情報の把握

①入所者リストの作成

高齢者、障害者、乳幼児などの災害時要援護者が入所する施設では、入所者を安全かつ迅速に避難させるため、防災マニュアル第5章「各施設における対応の留意点」にあるような入所者個々の特性を十分に把握した上で、入所者の氏名、生年月日、心身の状態、服用薬、避難方法、家族等の連絡先などがわかる一覧表を作成するなど入所者情報一覧を整理しておくことが必要です。

②特に配慮を要する入所者への対応

避難時により多くの人員等の援護が必要な入所者については、避難の容易な場所又は放射線の影響を受けにくい場所に可能な限り部屋換えを行うよう努めてください。特に放射線の影響を受けやすい乳幼児については十分配慮してください。

【入所者の特性把握及び避難方法（例示）】

区分	特性	避難方法（必要な支援等）
受信支援	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障害者 ・聴覚障害者 ・指示の伝達が困難な者（認知症、知的障害など） 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難誘導介助者 ・音声誘導 ・情報伝達カード
発信支援	<ul style="list-style-type: none"> ・言語障害者 ・聴覚障害者 ・意思の伝達が困難な者（乳幼児、認知症、知的障害、精神障害など） 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難誘導介助者 ・簡潔な指示
移動支援	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障害者 ・肢体不自由者 ・乳幼児 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難誘導介助者 ・車いす、ストレッチャー、おんぶ紐
判断支援	<ul style="list-style-type: none"> ・状況判断が困難な者（乳幼児、認知症、知的障害、精神障害など） 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難誘導介助者 ・適切な指示

第5節 情報収集手段の確認

市町等関係機関からの情報伝達以外にも、テレビ、ラジオ、パソコン、携帯端末など原子力災害に関する情報の収集手段を確認して、それらをリストアップしておいてください。

特に、情報からの遮断を回避するため、停電時や通信規制時においても有効と考えられる情報収集・通信連絡手段（ラジオ、携帯メール（ショートメッセージサービス）など）を準備しておいてください。

第6節 避難措置への対応検討

①避難場所等の事前確認

入所者を集団避難させる場合に備えて、市町の福祉担当課や防災担当課と協議して、避難場所（施設内とする場合も含まれます。）、避難経路、避難手段、避難方法、避難誘導者を具体的に定める必要があります。

また、避難経路は、実際に通って、途中の危険箇所や避難場所（集合場所）までの所要時間を確認するとともに、避難経路図を作成するようにしてください。

②避難方法の検討

市町災害対策本部から避難指示が発せられた場合に、入所者の避難を安全かつ迅速に実施するための支援体制（避難誘導者の人数・職種、必要資機材（車椅子・ストレッチャー・おんぶ紐等））を定めておく必要があります。

なお、高齢者や障害者など避難することにより心身の状態が悪化するおそれのある者については、避難場所や避難手段の状況によっては、可能な限り施設に留まるという判断も必要となります。

③家族等への引継ぎ

入所者の家族等への引継ぎについては、その可能性と方法を家族等とあらかじめ確認しておいてください。

第7節 物資等の備蓄・整備

①生活必需品の備蓄

長期避難に備えて、救援物資が届くまで、職員分を含めて7日間程度の最低生活を確保できる食糧、飲料水、介護用品、医薬品等の備蓄を行い、そのうち、3日分程度の非常食糧を含む非常持出品を準備するよう努めてください。

なお、飲料水については、1日1人3リットルを基準としてください。

②必要資機材の整備

入所者の避難支援資機材（車椅子、ストレッチャー、おんぶ紐等）、移送用車両の確保、医療資機材や非常用自家発電機等の整備に努めてください。

③備蓄品・持ち出し品リストの作成

入所者の介護記録等のほか、避難場所での生活に備え、入所者の特性に応じた生活物資や資機材をリストアップするとともに、備蓄した食糧や医薬品は有効期限切れにならないよう、定期的に在庫チェックをして、常に必要量を確保するよう努めてください。

第8節 施設、設備等の定期点検

①施設の点検

避難活動に支障を来さないために、施設の耐震性・耐火性を確保するとともに、放射線からの影響を低減させるために窓等の気密性を向上させるように努めてください。

また、ガラスの飛散防止、家具等の転倒防止対策等について、点検・確認を行い、異常がある場合や不備欠陥等については速やかに改善してください。

②設備の点検

原子力災害時の初動対応に遅れを生じさせないために、消火設備、警報設備、避難設備等が常時機能するよう点検を行い、異常がある場合や不備欠陥設備等については速やかに改善してください。

③危険物等の点検

避難生活を余儀なくされ、長期間、施設に戻れなくなる場合に備えて、常時、暖房器具類の管理はもとより、危険物の保管状況についても、十分に点検・確認を行い、異常がある場合や不備欠陥設備等については速やかに改善してください。

第9節 職員・入所者への防災教育

①防災教育

市町等関係機関の協力を得て、原子力災害時において適切な行動がとれるように、入所者及び職員に対して、放射線の影響等について正しい知識を身に付けさせるとともに、施設で定めた避難計画を教材にして、各職員が果たすべき役割や行動手順等を周知するなど原子力災害対策に関連する教育を実施することが必要です。

なお、防災教育方法はマンネリ化しないよう創意工夫して行うよう努めてください。

②避難計画の周知

避難計画は平常時から職員間で共有し、いつでも確認できるようにしておくほか、施設内にも掲示して、入所者本人及び家族等にも周知しておく必要があります。

第10節 避難訓練の実施・避難計画の検証

①避難訓練の実施

原子力災害時に安全かつ迅速に避難できるようにするため、職員の判断力の向上につながる実践的な避難訓練を定期的実施して、職員の避難行動手順を確認することとその熟練度を高めていくことが大切です。

実動訓練や机上訓練を問わず訓練時には、「実際の避難時に混乱すると思われる点を重点的に確認する」など目的を明確にして行うようにしてください。

なお、避難訓練の実施に当たっては、消防署や地域の自主防災組織等の協力を得るほか、市町が実施する避難訓練にも参加するよう努めてください。

また、複合災害や夜間・休日、天候不良時など一層の混乱が予測される状況を想定した多面的な訓練を実施することも必要です。

②避難計画の検証

訓練を通じて、避難計画の実効性を確認するとともに、訓練実施後は、避難体制が円滑に機能していたかなど訓練参加職員で事後評価を行い、その結果として得られる課題や問題点等を整理して、訓練内容とあわせて、それらを記録簿として整備するようにしてください。

その記録簿を次回以降の避難訓練や避難体制の改善等に活用して、必要に応じて避難計画を見直し、改定することが非常に大切です。

第11節 地域・他施設とのかかわり

①災害時協力体制づくり

原子力災害時に施設単独で実施できる対応と実施できない対応を洗い出した上で、人員が要る避難誘導など施設単独では対応できない可能性があるものは、周辺住民や自主防災組織等に協力を求める必要があります。

そのためにも、日頃から地域との交流を積極的に図り、良好な関係を保つとともに、万が一の場合に協力が得られるよう自治会や自主防災組織と協定を締結するなど地域との連携による災害時協力体制を構築するよう努めてください。

②施設相互の連携強化

原子力災害時には、近隣の他施設に一時的に避難することもあり得るので、平常時から連携を深めて、市町の協力のもと、避難支援や入所者の受入れに関する協定を締結するなど災害時の協力体制を構築するよう努めてください。

第4章 災害時の対応

原子力災害時には、市町災害対策本部の指示による避難を行うこととなりますが、施設管理者は、限られた時間内に入所者及び職員の安全を確保し、あらかじめ定められた避難計画をもとに、無用な被ばくを回避するため、迅速な避難対応や行動を取る必要があります。

そのためには、各施設の実態に合った実効性のある避難体制を構築して、災害応急対策に万全を期するようにしてください。

また、原子力災害と自然災害といった複数の事象による複合災害時には、どの災害に対して対応しているのかを認識して、災害応急活動に混乱を生じないよう避難することが大切です。

第1節 情報の収集・伝達（原子力事故等の発生から避難完了まで）

①正確かつ最新情報の収集

原子力災害時には、テレビ、ラジオ、防災行政無線、広報車などから行政機関や原子力事業者が発出する原子力事故等の進展状況や避難等の防護措置に関する正確かつ最新の情報を収集してください。

②市町災害対策本部との継続的な情報伝達

原子力災害に関する正確な情報の収集と避難対応の伝達を行うため、速やかに市町災害対策本部の担当窓口連絡して、今後の情報伝達手段や方法を確認するなど緊急時連絡体制を確立することが必要です。

担当窓口の確認後も、市町災害対策本部とは可能な限り継続的に連絡を取り合い、施設の対応状況や支援要請を伝達するようにしてください。

③職員間の情報共有

原子力災害に関する情報とそれに対する施設の対応が、全職員に伝達されるように、施設内の指揮系統に沿って正確に情報伝達を行うことが必要です。

その際には、施設管理者を中心とするなど、原子力災害応急対策業務に従事する職員に必要な指示が行き渡るようにしてください。

避難開始するまでは、収集した情報をホワイトボードや掲示板に記録し整理するなど、職員間で情報を共有し、避難対応に行き違いが生じないよう十分な意思疎通を図るようにしてください。

第2節 避難準備

①市町災害対策本部からの指示による対応

原子力施設での異常事象発生の可能性がある場合や周辺環境に放射線による影響をもたらす可能性のある事態が生じた場合などにおいて、市町災害対策本部からの避難準備指示又は施設の判断により、速やかに避難手段を確保するなど避難準備を始めてください。

その際には、避難に必要となる人員や資機材の支援要請を市町災害対策本部等関係機関に対して行ってください。

なお、災害時要援護者の避難には相当な時間を要するという理由により、災害時要援護者が入所している施設には、原子力事故等の発生後直ちに避難準備や避難指示が出されることも想定されますので注意してください。

②職員の招集・参集

少人数体制での勤務中に原子力事故等が発生した場合においては、非番職員は招集により又は自発的に参集するとともに、特に夜間・早朝時には、職員が参集するまでは当直職員のみでの対応となることが想定されるので、施設管理者又は代理者の指示のもと、あらかじめ定めている行動手順により、冷静に的確な初動対応を取ってください。

なお、施設管理者又は代理者が不在の場合にあっても、必要な指示を受けられるようにしておく必要がありますが、指示を受けられないような場合には、収集した情報や行動手順をもとに、より安全な判断をすることが求められます。

また、必要に応じて、他施設や自主防災組織等への支援要請を行うようにしてください。

③避難計画で定めた避難準備対応

あらかじめ定めている役割分担や行動手順により、担当業務の内容を確認して、速やかに避難できるよう、避難場所・避難手段・避難支援人員の確保、入所者の状況把握、非常持ち出し品の確認、施設設備の安全点検を行い、避難による入所者の健康上等の危険度を軽減するための十分な準備をしてください。

入所者には、原子力事故等や防護措置に関する正確な情報を伝達して、動揺や不安の軽減に努め、安全な避難行動が取れるよう誘導してください。

また、避難手段等の確保に時間を要したり、入所者の健康上等の危険度が高く安全な避難を確保できない場合など、即時避難できない可能性も想定して、避難準備が整うまでは、被ばくを低減するため屋内退避を検討することも必要です。

④複合災害時の対応

地震や津波といった大規模自然災害等とあわせて原子力事故等が発生した場合には、自然災害と原子力災害に同時に対応しなければならず、避難の困難度がさらに増すため、大規模自然災害等の発生時には、施設の判断で即座に避難準備を開始するなど、早い段階での避難指示に備えた体制を整えておく必要があります。

第3節 避難開始・避難誘導

①市町災害対策本部からの指示による対応

原子力施設において周辺環境に放射線による影響をもたらす可能性のある事態が生じた場合やその可能性が高い事態が生じた場合などにおいて、市町災害対策本部から屋内退避又は避難に関する指示があった場合は、施設管理者は屋内退避又は避難を決定して、市町災害対策本部の指示内容に従い、速やかに屋内退避又は避難を始めてください。

なお、避難を実施すべきであっても、その実施が困難な場合は、避難よりも屋内退避を優先させることがあるので、その場合には市町災害対策本部との調整が必要となります。

②屋内退避時の対応

屋内退避時には、すぐに施設内（屋内）に入り外に出ないようにし、ドアや窓を全部閉め、換気扇などを止めて、目張りするほか、窓から離れて施設の中央に退避するなど放射性物質の吸入抑制や放射線を遮へいするよう、できる限りの措置を取って被ばくの低減を図ってください。

また、外から帰ってきた者は顔や手を洗い、食品にはフタやラップをするようにしてください。

なお、本来なら避難すべきところを、やむを得ず屋内退避を実施している場合には、プルーム（用語解説参照）の長時間にわたる到来による施設内への大気流入によって被ばく低減効果が失われることも想定して、避難するタイミングなどを市町災害対策本部と調整するようにしてください。

③避難指示時の対応

避難は一定以上の被ばくを受ける可能性がある場合の防護措置であって、放射性物質から遠く離れ、放射線からの被ばくの低減を図ります。

避難時には、必要な避難手段を確保した上で、避難計画に定めている避難方法により入所者を安全に避難誘導して、市町災害対策本部から指定された避難経路により指示された避難場所に迅速に避難してください。

なお、避難準備が整っていない段階で、むやみに屋外に出た結果、無用な被ばくを受けることのないよう、慌てず冷静に対応することが必要です。

④自主避難

避難場所、避難手段、避難誘導者を確保して、避難経路の安全も確認されるなど避難準備が整った段階で、市町災害対策本部からの避難指示が出る前に自主避難しようとする場合は、避難等の防護措置が原子力施設から近い地域から段階的に実施される可能性を考慮して、市町災害対策本部と十分に調整するようにしてください。

⑤複合災害時の対応

津波や地震といった大規模自然災害等において、避難誘導者などのマンパワーが不足する場合には、地域の自主防災組織や消防団等の協力も得て避難するようにしてください。

⑥入所者の家族等への対応

災害用伝言ダイヤルサービスなど、事前に定めている原子力災害時の連絡方法により、家族等に入所者の状況を伝達するようにしてください。

なお、家族等への引継ぎを行う場合は、あらかじめ確認していた方法により実施して、家族等が勝手に連れ帰ることがないように、職員立会のもと、入所者や引受者の氏名、引継時刻を記録しておくようにしてください。その場合は、市町災害対策本部に対して、速やかにその旨を連絡してください。

⑦避難報告

屋内退避をした場合、避難開始した場合、入所者を避難場所まで避難させた場合などの施設の対応状況は、その都度、市町災害対策本部に対して連絡してください。

第4節 避難場所での生活（中長期対策）

①入所者のケア

複合災害に伴う避難の長期化といった慣れない環境での生活によるストレス等が心身の状態に影響を与えることが懸念されるので、入所者の健康状態を確認するなど体調管理を行うとともに、不安感を軽減するよう努めてください。

②支援要請

心身の変調が著しい入所者に対しては、市町災害対策本部と調整して医師やカウンセラーの受診、介護職員等の派遣や受け入れ可能な医療機関への入院を検討・要請するようにしてください。

なお、広域避難や避難の長期化に対しては、市町災害対策本部と調整して、入所者を他の施設で受け入れてもらえるようにしてください。その場合には、入所者への配慮事項等を伝達することが必要です。

※施設の実態に合った避難計画としてください。

※わかりやすく、具体的な内容となるよう留意してください。

原子力災害避難計画（作成例）

第1章 総則

（目的）

第1条 この避難計画は、愛媛県地域防災計画（原子力災害対策編）第2編第8章に基づき、〇〇〇〇〇〇〇（以下「施設」という。）における原子力災害対策について必要な事項を定め、もって四国電力株式会社伊方原子力発電所の原子力事故による災害から、施設入所者及び職員を安全かつ迅速に避難させることを目的とする。

（補足説明）

- ・原子力災害対策単独の避難計画のみならず、既に策定している自然災害に対する防災対策と連動した、原子力災害と自然災害との複数の事象に同時に対処する複合災害対策についても検討するようにしてください。

（人命の安全確保及び被ばくの回避）

第2条 原子力災害対策は、施設入所者及び職員の人命の安全の確保を第一義として実施し、無用な被ばくを回避するための措置を講じるものとする。

（適用範囲）

第3条 この計画は、施設入所者及び職員に適用する。

（地域住民等との連携協力）

第4条 原子力災害対策の実施については、行政機関、近隣他施設、地域住民及び入所者の家族等と十分連携協力して行うものとする。

（補足説明）

- ・原子力災害時において施設の孤立化を防ぎ、安全かつ迅速な避難を行うためには、避難訓練等への参加を地域の自主防災組織等に要請するなど平常時から地域との協力体制を構築するよう努めてください。

第2章 原子力災害事前対策

（原子力災害対策検討委員会）

第5条 原子力災害対策業務の適切な実施を図るため、原子力災害対策上の基本的な事項を審議する原子力災害対策検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会の委員長は施設管理者とする。
- 3 委員会に原子力災害対策の措置を実施する情報グループ、教育グループ、訓練グループ、備蓄グループを置く。委員長は各グループのグループ長を定め、グループ長は委員会の委員となる。
- 4 委員会は、施設防災対策を審議する組織が別にあるときには、それと替えることができる。第6条及び第7条において同じ。

(補足説明)

- ・原子力災害には組織として対処する必要があるため、施設内での体制づくり及び職員間での情報共有を図るため、施設管理者と入所者の状況を熟知した職員で構成する委員会等を設置するなど、施設内の全部門、全職種からの参加を得て、原子力災害対策を検討する必要があります。
- ・委員会等には、原子力災害対策上で必要と思われる、情報収集伝達体制の整備、防災教育、避難訓練、物資等の備蓄などの活動ごとにグループを組織して検討を重ねることが重要です。ただし、施設の規模、入所者及び職員数を考慮して、実態に合った組織体制とするとともに、自然災害対応の体制との共通化を図る必要があります。

(委員会の開催)

第6条 委員会は、定例会と臨時会とし、定例会は〇年に〇回、臨時会については委員長が必要と認めるときに開催する。

(補足説明)

- ・委員会の種別及び開催回数は、施設の実情に合わせて定めてください。

(委員会の審議事項)

第7条 委員会は、次の各号について審議検討する。

- (1) 原子力災害避難計画の作成、検証及び改定に関すること。
- (2) 応急対策隊の編成及び活動に関すること。
- (3) 原子力災害時緊急連絡網及び職員招集・参集に関すること。
- (4) 避難場所、避難経路、避難手段及び避難方法に関すること。
- (5) 防災教育及び避難訓練に関すること。
- (6) 入所者情報に関すること。
- (7) 食糧、飲料水、医薬品等の備蓄、入所者移送資機材等の確保に関すること。
- (8) 複合災害への対処に関すること。
- (9) その他原子力災害対策について必要な事項に関すること。

(補足説明)

- ・ 平常時より施設内で原子力災害対策に関する情報を共有しておくことが非常に重要であるので、第7条各号に定める事項以外にも必要な審議検討事項がある場合は明示してください。
- ・ 特に、緊急時における情報伝達の手段・方法の確立、避難場所・避難経路・避難手段・避難方法の選定等、防災教育、避難訓練に関しては、市町と協力して取り組むようにしてください。

(緊急連絡体制及び入所者情報の整理)

第8条 情報グループは、市(町)の協力を得て、原子力災害に備え、緊急時における情報伝達の手段及び方法を確立し、伝達事項を確認するほか、原子力災害時緊急連絡網及び職員招集・参集方法を整備するものとする。

2 情報グループは、緊急時における入所者の家族等への連絡方法を確認するほか、入所者個々の心身の状態等を記載した入所者情報一覧を作成するものとする。

(補足説明)

- ・ 次に掲げる内容は必ず事前に決めておく必要があります。
 - ①原子力災害時における行政機関等との情報収集・伝達方法
 - ②施設内での情報伝達方法
 - ③時間帯に応じた確実な情報伝達方法及び代替手段
 - ④施設間や入所者の家族等への連絡方法
- ・ 夜間、早朝、休日における非番職員の招集・参集方法は、役職、居住地、交通手段等を考慮して決めるようにしてください。

(原子力災害防災教育)

第9条 教育グループは、市(町)の協力を得て、原子力災害時において適切な行動がとれるようにするため、原子力災害についての入所者及び職員の理解と関心を高める原子力災害防災教育を行う。

2 原子力災害防災教育は、次の各号について行うものとする。

- (1) 原子力災害に関する基礎的知識
- (2) 避難計画の周知徹底
- (3) 原子力災害時に入所者及び職員が具体的にとるべき行動に関する知識
- (4) 避難場所、避難経路、避難手段、避難方法その他避難対策に関する知識
- (5) 非常持出品の準備等防災対策に関する知識
- (6) 避難生活に関する知識
- (7) その他原子力災害防災対策について必要な事項

(補足説明)

- ・避難開始時には集団で避難することになるため、役割分担、行動手順、避難場所、避難経路、避難誘導方法は重点的に教育を行う必要があります。
- ・防災教育の実施に際しては、必要に応じて、入所者の家族等にも参加を要請するようにしてください。

(原子力災害避難訓練)

第10条 訓練グループは、市(町)の協力を得て、原子力災害時における避難等の防護措置の円滑な遂行を図るため、原子力災害避難訓練を企画するものとする。

- 2 原子力災害避難訓練は、定期的を実施するものとし、入所者及び職員が参加して、情報の伝達、避難誘導を連携して行うものとする。なお、必要に応じて、地域の自主防災組織の参加、消防機関等の指導を要請するものとする。
- 3 原子力災害避難訓練実施後は、委員会において、その実施効果等の検証を行うものとする。

(補足説明)

- ・避難訓練は、入所者の実態に応じたものとなるよう工夫して行うとともに、訓練実施後は、必ず検証を行い、課題等がある場合は、それを避難計画に反映させる必要があります。
- ・避難訓練の実施回数は、法令や条例に定めがある場合は、それに従ってください。

(備蓄及び点検)

第11条 備蓄グループは、食糧、飲料水、医薬品等の備蓄、入所者の移送に必要な資機材の確保、非常用自家発電機等の整備を行うとともに、これらの点検を定期的に行うものとする。

- 2 備蓄グループは、施設での避難活動に支障とならないよう、施設の安全確認、危険物等の安全点検及び消防用設備の作動確認等を定期的に行うものとする。
- 3 備蓄する生活物資の種類及び数量は、別紙「備蓄品・非常持出品リスト」のとおりとする。

(補足説明)

- ・避難の長期化に備え、入所者及び職員が最低限度の生活を維持できるよう、7日分程度の食糧、飲料水、医薬品、介護用品等を備蓄するよう努めてください。
- ・地震や津波との複合災害も想定して、日頃から施設設備の点検を行うことが必要です。

(避難場所、避難経路、避難手段及び避難方法)

第12条 委員長は、市(町)と協議して、原子力災害時において入所者及び職員を集团的に避難させる場合に備え、あらかじめ避難場所、避難経路、避難手段及び避難方法を定めるものとする。

2 前項で定めた内容は、施設内に掲示するなど適当な方法により入所者及び職員に周知するものとする。

3 避難手段及び避難方法は、入所者情報一覧にも記載するものとする。

(補足説明)

- ・原子力災害時には、無用な被ばくを回避するためには、市町との連携が大切ですので、市町が選定又は確保している避難場所、避難経路及び避難手段を確認した上で、入所者の状況に応じた避難方法を決定する必要があります。

第3章 原子力災害応急対策

(応急対策隊)

第13条 原子力災害時の安全かつ迅速な避難を図るため、原子力災害応急対策を遂行する応急対策隊(以下「応急隊」という。)を置く。

2 応急隊は、隊長、副隊長、連絡調整班、安全確認班、応急物資班、避難誘導班から編成し、各班の役割は別紙のとおりとする。

3 応急隊の隊長は施設管理者とする。隊長は副隊長及び各班の班長を定め、副隊長及び班長は委員会の委員となる。

4 応急隊が原子力災害時に行う具体的な行動手順は別紙のとおりとする。

(補足説明)

- ・原子力災害発生時における避難を安全かつ迅速に行うため、施設の規模等に応じて、役割分担及び指揮系統を明確にした組織を編成する必要があります。
- ・夜間等の少人数体制下における初動対応も確認しておくことが大切です。
- ・複合災害を想定して、対応要員の実効的な動員計画を検討して定めておくことが必要です。
- ・応急対策隊を構成する人員は第5条の「グループ」と関連付けて分担を決めるようにしてください。

(隊長及び副隊長の職務)

第14条 隊長は、原子力災害応急対策の実施全般についての一切の指揮を行うものとする。

2 副隊長は、隊長を補佐し、避難状況を取りまとめ、隊長に事故があるときは、副隊長がその職務を行う。

(補足説明)

- ・隊長だけではなく、各班にも代理者を置いておく必要があります。

(情報の伝達及び応援要請)

第15条 原子力事故等に関する情報を収集した者は、速やかに連絡調整班に報告しなければならない。

- 2 連絡調整班は、原子力事故等の情報を収集した場合は、直ちに隊長に報告するとともに、緊急連絡先一覧をもとに、〇〇〇市（町）災害対策本部等と連絡を取り、正確な情報の収集と避難誘導等の応援要請を行う。
- 3 連絡調整班は、隊長の指示のもとに、原子力災害時緊急連絡網により、非番職員に隊長の指示等を連絡する。

(補足説明)

- ・原子力事故発生後の初動対応とその後の避難活動を安全かつ迅速に行うためには、関係者間の連携不足により、情報の受伝達に混乱が生じないようにする必要があります。

(施設の安全確認)

第16条 安全確認班は、原子力事故等が発生した場合は、施設及び危険物の安全確認、消防用設備の配備を行うとともに、屋内退避及び避難に備えた措置を講じる。

(補足説明)

- ・複合災害を想定した施設設備の安全確認を行うほか、窓を閉めるなど原子力災害特有の対応を行う必要があります。

(応急物資の確保)

第17条 応急物資班は、原子力事故等が発生した場合は、食糧、飲料水、医薬品、介護用品等、入所者移送資機材、原子力防災資機材及び非常用自家発電機を確保する。

(補足説明)

- ・屋内退避や避難の長期化に備えて、あらかじめ作成した備蓄品・非常持出品リストをもとに、入所者の状況に応じた物資を必要量確保する必要があります。

第4章 屋内退避及び避難

(屋内退避)

第18条 隊長は、〇〇〇市（町）災害対策本部から屋内退避指示があった場合は、その指示に基づいて、各班を指揮し、適切な屋内退避措置を講じる。

2 各班は、あらかじめ定めた行動手順をもとに活動するものとする。

3 入所者は、職員の指示に従うものとする。

(補足説明)

- ・屋内退避時には、外気が施設内に流入しないようにするとともに、窓から離れて施設の中央に可能な限り退避するなど、被ばくを低減させる措置を講じる必要があります。

(避難準備)

第19条 避難誘導班は、原子力事故等が発生した場合は、隊長の指示に従い、入所者に現在の状況を伝達し、入所者の安全確認を行うとともに、不必要な不安及び動揺を与えないようにするものとする。

2 隊長は、〇〇〇市（町）災害対策本部から避難準備に関する情報を収集した場合は、避難誘導班を指示し、入所者の避難準備をさせるものとする。

3 入所者の家族等への引継ぎは、あらかじめ定めていた方法による行うものとする。

(補足説明)

- ・入所者の状態を十分に把握した上で、心身の状態を悪化させないように留意しながら、避難準備に取り掛かる必要があります。

(避難)

第20条 隊長は、〇〇〇市（町）災害対策本部から避難指示があった場合は、その指示に基づいて、各班を指揮し、入所者及び職員を避難させるものとする。

2 各班は、あらかじめ定めた行動手順をもとに活動するものとする。

3 入所者は、職員の指示に従うものとする。

4 隊長は入所者を避難させた場合は、〇〇〇市（町）災害対策本部に報告するものとする。

(補足説明)

- ・避難は、あらかじめ定めていた方法をもとに行うこととなりますが、実際に発生した原子力災害の状況によっては、そのときに市町災害対策本部が指定した避難場所、避難経路、避難手段により避難する可能性もあります。
- ・避難の実施に当たっては、そのときの状況に応じた判断を行い、被ばくを回避する措置を講じてください。

※施設の実態に合わせて、わかりやすく具体的に作成してください。

様式集（参考）

【役割分担表】

班	業務内容	担当者
隊長	・総括責任（原子力災害応急対策全般の指揮、各班への指示）	責任者：施設管理者 代理人①：事務長 代理人②：〇〇〇
副隊長	・隊長補佐 ・被害、避難状況の取りまとめ	責任者：事務長 代理人①：〇〇〇 代理人②：〇〇〇
連絡調整班	・災害情報の収集 ・市町、関係機関との連絡調整、支援要請 ・職員への連絡 ・入所者の家族等への連絡	班長：〇〇〇 代理人①：〇〇〇 代理人②：〇〇〇 班員：〇〇〇
安全確認班	・施設、設備の被害状況確認、安全確認 ・ドア、窓を閉め、換気扇を止める ・火の元の確認	班長：〇〇〇 代理人①：〇〇〇 代理人②：〇〇〇 班員：〇〇〇
応急物資班	・備蓄食糧、資機材の点検 ・持出品の確認	班長：〇〇〇 代理人①：〇〇〇 代理人②：〇〇〇 班員：〇〇〇
避難誘導班	・入所者への状況説明 ・入所者の安全確認、状況把握 ・入所者の避難準備、退避、避難誘導 ・入所者の家族等への引渡し	班長：〇〇〇 代理人①：〇〇〇 代理人②：〇〇〇 班員：〇〇〇

注) 班編成、業務内容、担当者は、複合災害に対処できるように、自然災害に対する防災・避難計画とも連動させておくこと。

注) 業務内容は、災害時の混乱を避けるため、できる限り詳しく記載しておくこと。

【緊急連絡先一覧（外部機関）】

連絡先	電話	夜間		休日	FAX	担当者
市町防災担当課						
市町福祉担当課						
〇〇〇消防署						
〇〇〇警察署						
〇〇〇病院						
四国電力						
協力施設	〇〇〇〇					
	〇〇〇〇					
	〇〇〇〇					
協力者	〇〇〇〇					
	〇〇〇〇					
	〇〇〇〇					

【伝達事項】

発信先	伝達事項	措置内容
市町災害対策本部	※あらかじめ伝達事項を簡条書きに整理	
上記以外	※関係機関ごとに整理	

【緊急連絡網（施設内）】

No.	氏名	住所	連絡先		メール	
			自宅	携帯	自宅	携帯
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						

【入所者情報一覧】

担当者(避難誘導責任者)								
氏名 ^{ふりがな}	性別	生年月日	年齢	血液型	服用薬	連絡先①(続柄:)		
						氏名	電	
							話	
本人の 状態・特性	※障害・介護の程度などを具体的に記入					連絡先②(続柄:)		
						氏名	電	
意思疎通方法	※普段行っている方法を記入						話	
避難手段	※避難場所までの移動手段を記入					連絡先③(続柄:)		
避難方法	※どのような支援が必要かを具体的に箇条書きで記入					氏名	電	
							話	

注) 一覧とは別に入所者ごとに詳細な情報を記載した台帳を整備しておくことが望ましい。

【備蓄品・非常持出品リスト】

区分	品目	持出	数量	保管場所	直近の有効 (消費)期限	有効(消費) 期限対象数
食糧・飲料						
医薬品						
衛生用品						
消耗品						
その他						

原子力事故等覚知後の職員行動手順（例）

社会福祉法人〇〇〇会

◆◆◆◆園

△△年△△月△△日策定

【避難行動】

- ・ 入所者及び職員は、原子力発電所から放射性物質又は放射線が周辺環境に異常放出されることに備えて、安全を確保し、被ばくを低減する措置を開始する。

【活動内容】

- ・ 応急対策隊長（施設管理者）は、各対策班に必要な指示を出し、入所者、職員及び施設設備の安全を確保し、状況に応じた判断を行う。
- ・ 応急対策隊副隊長（事務長）は、隊長の補佐役を務めるとともに、人手が足りない対策班の業務を手伝う。
- ・ 安全確認班は、応急物資班とともに、万一の避難に備えて、避難時に支障となる障害物がないかどうか施設内外を点検し、障害物があった場合は除去する。
- ・ 避難誘導班は、入所者に状況を説明し、落ち着かせ、不安を和らげる。

【情報収集】

- ・ 連絡調整班は、テレビ、ラジオ、CATVによる原子力事故に関する情報（トラブル情報、事故の進展情報、モニタリング情報）に留意し、継続的な情報収集を行う。
- ・ 連絡調整班は、県・市（町）ホームページ、防災行政無線、広報車、自治会、自主防災組織からの広報により、国・県・市（町）の対応状況、施設がとるべき対応といった情報を収集する。
- ・ 連絡調整班は、市（町）災害対策本部の担当窓口連絡して、今後の情報伝達方法を確認する。その際には、あらかじめ作成しておいた伝達事項をもとに連絡する。
- ・ 連絡調整班は、収集した情報を隊長に伝えとともに、ホワイトボードに記載する。

【職員参集】

- ・ 非番職員は、自分や家族の安全を確認できたら、自主的に参集する。

- ・夜間や早朝の場合、当直職員は、緊急連絡網により、職員への参集要請を行う。
- ・連絡をとれなかった職員には、連絡調整班が引き続き、連絡をとる。

【避難準備】

- ・各対策班は、屋内退避又は避難指示が出された場合の担当業務内容を確認し合い、避難準備を開始する。

※ここに示している対応は、一例に過ぎず、施設の実態によって様々なパターンがあります。これをもって万全ではありませんので、施設管理者が中心となり職員間で、よく話し合った上で、万が一のときに慌てることのないように具体的対応を決めてください。

※行動手順は、避難時に使用するもので、箇条書きにするなど、わかりやすく具体的なものにしておくことが大切です。

「屋内退避指示」が出された場合の職員行動手順（例）

社会福祉法人〇〇〇会

◆◆◆◆園

△△年△△月△△日策定

【避難行動】

- ・入所者及び職員は、速やかに、落ち着いて施設内（屋内）に退避し、安全を確保し、被ばくを低減する措置を講じる。

【活動内容】

- ・応急対策隊長（施設管理者）は、入所者、職員及び施設設備の安全が確認された時点で、各対策班を指揮して避難準備を行わせる。
- ・応急対策隊副隊長（事務長）は、入所者及び職員の人員及び施設設備の安全を確認する。
- ・安全確認班は、屋内へ外気が入ってくるのを防ぐため、全てのドア・窓・カーテンを閉め、窓には目張りをする。空調設備、換気装置を止める。
- ・応急物資班は、食品にはフタ、ラップをして、冷蔵庫で保管する。
- ・応急物資班は、飲料水は密閉できる容器に入れる。
- ・避難誘導班は、入所者に状況を説明し、落ち着かせ、不安を和らげるとともに、経過観察する。
- ・避難誘導班は、入所者を窓際から離し、施設の中央に退避させる。
- ・外から入ってきた者は、顔や手をよく洗い、場合によってはシャワーを浴びる。
- ・外で着ていた服はビニール袋に入れて、しっかりと口を閉じる。

【情報収集】

- ・連絡調整班は、テレビ、ラジオ、CATVによる原子力災害に関する情報（災害情報、事故の進展情報、モニタリング情報）に留意し、継続的な情報収集を行う。
- ・連絡調整班は、市（町）災害対策本部、県・市（町）ホームページ、防災行政無線、広報車、自治会、自主防災組織からの広報により、国・県・市（町）の対応状況、施設がとるべき対応（屋内退避の留意事項）といった情報を収集する。

- ・連絡調整班は、収集した情報を隊長に伝えるとともに、ホワイトボードに記載する。

【家族等への連絡】

- ・連絡調整班は、災害用伝言ダイヤルサービスなど事前に確認している連絡方法により、入所者情報一覧に記載している入所者の家族等に入所者及び施設の状況を伝える。

【避難準備】

- ・連絡調整班は、市（町）災害対策本部に施設の対応状況を連絡し、今後の避難場所、避難経路、避難手段を確認する。
- ・応急物資班と避難誘導班は、入所者の避難に必要な資機材（移送用車両、車いす、ストレッチャー）と人員を確認し、不足する分は市（町）災害対策本部に連絡調整班を通じて応援を求める。
- ・避難誘導班は、自主防災組織及び近隣の他施設（通所型・訪問型施設、同一法人施設）に応援要請の検討を始める。
- ・各対策班は、速やかに避難ができるよう、役割分担表に定められている項目の準備、点検を行う。

※ここに示している対応は、一例に過ぎず、施設の実態によって様々なパターンがあります。これをもって万全ではありませんので、施設管理者が中心となり職員間で、よく話し合った上で、万が一のときに慌てることのないように具体的対応を決めてください。

※行動手順は、避難時に使用するもので、箇条書きにするなど、わかりやすく具体的なものにしておくことが大切です。

「コンクリート屋内退避指示」が出された場合の職員行動手順（例）

社会福祉法人〇〇〇会

◆◆◆◆園

△△年△△月△△日策定

【避難行動】

- ・ 入所者及び職員は、市（町）災害対策本部から指示のあった（あらかじめ定めていた）コンクリート建屋に速やかに、落ち着いて退避し、安全を確保する。
- ・ 避難準備ができるまでは施設内に留まる。

【活動内容】

- ・ 応急対策隊長（施設管理者）は、各対策班に状況に応じた的確な指示を行い、入所者の混乱を防止する。
- ・ 応急対策隊副隊長（事務長）は、市（町）災害対策本部から指示のあった（あらかじめ定めていた）避難場所、避難経路及び避難手段の状況を確認する。
- ・ 連絡調整班は、市（町）災害対策本部に施設の対応状況を連絡し、コンクリート屋内退避の具体的な手順を確認する。
- ・ 安全確認班は、火気等の消火、電灯の消灯を確認し、窓等を閉めて施錠する。
- ・ 応急物資班は、携行品、非常持出品を確保し、避難車両に積み込む。
- ・ 避難誘導班は、入所者に状況を説明し、落ち着かせてから、避難車両の準備ができた段階で、あらかじめ定めていた避難方法により、入所者を避難場所まで誘導する。
- ・ 入所者及び職員は、避難場所への移動中はマスク及び外衣を着用する。
- ・ 入所者の避難誘導は、各対策班が協力して行う。
- ・ 連絡調整班は、コンクリート屋内退避が完了したときは、市（町）災害対策本部に報告する。

【情報収集】

- ・ 連絡調整班は、テレビ、ラジオ、CATVによる原子力災害に関する情報（災害情報、事故の進展情報、モニタリング情報）に留意し、継続的な情報収集を行う。
- ・ 連絡調整班は、市（町）災害対策本部、県・市（町）ホームページ、防災行政無線、広報車、自治会、自主防災組織からの広報により、国・県・市（町）の対応状況、施設がとるべき対応（避難場所、避難経路、避難手段）といった情報を収集する。

- ・連絡調整班は、収集した情報を隊長に伝えるとともに、ホワイトボードに記載する。

【家族等への連絡】

- ・連絡調整班は、災害用伝言ダイヤルサービスなど事前に確認している連絡方法により、入所者情報一覧に記載している入所者の家族等に入所者の状況、避難場所、避難開始時刻、到着予定時刻等を伝える。

【応援要請】

- ・応急物資班と避難誘導班は、入所者の避難に必要な資機材（移送用車両、車いす、ストレッチャー）と人員を確認し、不足する分は市（町）災害対策本部に連絡調整班を通じて応援を要請する。
- ・連絡調整班は、自主防災組織及び近隣他施設（通所型・訪問型施設、同一法人施設）に必要な人員と資機材の応援を要請する。

※ここに示している対応は、一例に過ぎず、施設の実態によって様々なパターンがあります。これをもって万全ではありませんので、施設管理者が中心となり職員間で、よく話し合った上で、万が一のときに慌てることのないように具体的対応を決めてください。

※行動手順は、避難時に使用するもので、箇条書きにするなど、わかりやすく具体的なものにしておくことが大切です。

「避難指示」が出された場合の職員行動手順（例）

社会福祉法人〇〇〇会

◆◆◆◆園

△△年△△月△△日策定

【避難行動】

- ・入所者及び職員は、市（町）災害対策本部から指示のあった（あらかじめ定めていた）避難場所に速やかに、落ち着いて避難し、安全を確保する。
- ・避難準備ができるまでは施設内に留まる。

【活動内容】

- ・応急対策隊長（施設管理者）は、各対策班に状況に応じた的確な指示を行い、入所者の混乱を防止する。
- ・応急対策隊副隊長（事務長）は、市（町）災害対策本部から指示のあった（あらかじめ定めていた）避難場所、避難経路及び避難手段の状況を確認する。
- ・連絡調整班は、市（町）災害対策本部に施設の対応状況を連絡し、避難の具体的な手順を確認する。
- ・安全確認班は、火気等の消火、電灯の消灯を確認し、窓等を閉めて施錠する。
- ・応急物資班は、携行品、非常持出品を確保し、避難車両に積み込む。
- ・避難誘導班は、入所者に状況を説明し、落ち着かせてから、避難車両の準備ができた段階で、あらかじめ定めていた避難方法により、入所者を避難場所まで誘導する。
- ・入所者及び職員は、避難場所への移動中はマスク及び外衣を着用する。
- ・入所者の避難誘導は、各対策班が協力して行う。
- ・連絡調整班は、避難が完了したときは、市（町）災害対策本部に報告する。

【情報収集】

- ・連絡調整班は、テレビ、ラジオ、CATVによる原子力災害に関する情報（災害情報、事故の進展情報、モニタリング情報）に留意し、継続的な情報収集を行う。
- ・連絡調整班は、市（町）災害対策本部、県・市（町）ホームページ、防災行政無線、広報車、自治会、自主防災組織からの広報により、国・県・市（町）の対応状況、施設がとるべき対応（集合場所、避難場所、避難経路、避難手段）といった情報を収集する。

- ・連絡調整班は、収集した情報を隊長に伝えるとともに、ホワイトボードに記載する。

【家族等への連絡】

- ・連絡調整班は、災害用伝言ダイヤルサービスなど事前に確認している連絡方法により、入所者情報一覧に記載している入所者の家族等に入所者の状況、避難場所、避難開始時刻、到着予定時刻等を伝える。

【応援要請】

- ・応急物資班と避難誘導班は、入所者の避難に必要な資機材（移送用車両、車いす、ストレッチャー）と人員を確認し、不足する分は市（町）災害対策本部に連絡調整班を通じて応援を要請する。
- ・連絡調整班は、自主防災組織及び近隣の他施設（通所型・訪問型施設、同一法人施設）に必要な人員と資機材の応援を要請する。

※ここに示している対応は、一例に過ぎず、施設の実態によって様々なパターンがあります。これをもって万全ではありませんので、施設管理者が中心となり職員間で、よく話し合った上で、万が一のときに慌てることのないように具体的対応を決めてください。

※行動手順は、避難時に使用するもので、箇条書きにするなど、わかりやすく具体的なものにしておくことが大切です。

原子力災害対策チェックリスト

避難計画の作成や災害対策を実施するに当たって、このチェックリストを参考にしながら、チェックリストに掲げている項目について、その内容が盛り込まれているかどうか、十分に検討したどうかを点検してください。

また、避難計画作成後も、このチェックリストを活用して、不十分な点等を把握して、その改善に努めるようにしてください。

対策	点検項目	点検日	点検日	点検日
役割分担	平常時の職員の役割分担を定めている。			
	災害時の職員の役割分担を定めている。			
	災害時の職員の行動手順を定めている。			
	職員が参集できず、事前に定めていた体制を確保できない場合の対応を決めている。			
	自然災害との複合災害にも対応できる体制となっている。			
情報収集・伝達体制	職員への緊急連絡網を定めている。			
	市町・関係機関への緊急連絡先一覧を作成している。			
	市町・関係機関への災害時伝達事項を定めている。			
	電話以外の連絡手段を確保している。			
	災害情報の収集方法をリストアップしている。			
	停電時・通信規制時における情報入手手段・連絡手段を把握している。			
招集・参集	夜間・早朝、休日に招集・参集可能な職員を把握している。			
	徒歩や自転車(バイク)で参集することができる職員を把握している。			
	職員の参集に要する時間を把握している。			

対策	点検項目	点検日	点検日	点検日
避難場所	避難場所を定めている。			
	避難場所までの移動時間を把握している。			
避難経路	避難経路を定めている。			
	避難経路図を作成して掲示している。			
	避難経路は複数の経路を選定している。			
	避難経路を通過して危険箇所を把握している。			
避難手段	避難手段を定めている。			
	避難に必要となる車両の数を把握している。			
避難方法	避難(誘導)方法を定めている。			
	徒歩での避難が困難な入所者を把握している。			
	避難に必要となる車いす、ストレッチャーの数を把握している。			
	入所者ごとの避難誘導者を定めている。			
	夜間・早朝、休日における不足する避難誘導者を把握している。			
入所者管理	入所者情報一覧を作成している。			
	家族等への連絡方法・引継ぎ方法を確認している。			

対策	点検項目	点検日	点検日	点検日
備蓄	食糧の備蓄品・非常持出品リストを作成している。			
	医薬品の備蓄品・非常時持出品リストを作成している。			
	生活物資の備蓄品・非常持出品リストを作成している。			
	必要資機材の備蓄品・非常時持出品リストを作成している。			
	備蓄量は入所者及び職員分を含めて7日程度を目安としている。			
	飲料水の備蓄量は1日1人3リットルを目安としている。			
	備蓄品は1日に1人がどの程度使用するかを把握して備蓄量を決めている。			
	備蓄品は複数個所に分けて備蓄している。			
安全確認	施設設備、危険物の点検をしている。			
	施設内にどのような設備があるか把握している。			
	施設の耐震性・耐火性・気密性を把握している。			
	家具・ロッカーなどを金具で固定している。			
	ガラスの飛散防止措置を講じている。			
教育	施設内で職員への防災教育を実施している。			
	行政機関等が実施する研修会等に職員を参加させている。			

対策	点検項目	点検日	点検日	点検日
訓練	施設での避難訓練を実施している。			
	訓練は、複合災害、夜間・早朝、休日を想定している。			
	地域での避難訓練に参加している。			
避難計画	避難計画を周知している。			
	避難計画は全職員が参画して見直している。			
地域連携	災害応援について自主防災組織や他施設との間で取り決めをしている。			
	他施設との交流会、研修会を実施している。			
	施設主催行事に地域住民を招待している。			
	自治会、町内会の行事に参加している。			

関係法令等

■ 原子力災害対策特別措置法（抜粋）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 原子力災害 原子力緊急事態により国民の生命、身体又は財産に生ずる被害をいう。
- 二 原子力緊急事態 原子力事業者の原子炉の運転等（原子力損害の賠償に関する法律（昭和三十六年法律第百四十七号）第二条第一項に規定する原子炉の運転等をいう。以下同じ。）により放射性物質又は放射線が異常な水準で当該原子力事業者の原子力事業所外（原子力事業所の外における放射性物質の運搬（以下「事業所外運搬」という。）の場合にあっては、当該運搬に使用する容器外）へ放出された事態をいう。

（原子力防災管理者の通報義務等）

第十条 原子力防災管理者は、原子力事業所の区域の境界付近において政令で定める基準以上の放射線量が政令で定めるところにより検出されたことその他の政令で定める事象の発生について通報を受け、又は自ら発見したときは、直ちに、内閣府令・原子力規制委員会規則（事業所外運搬に係る事象の発生の場合にあっては、内閣府令・原子力規制委員会規則・国土交通省令）及び原子力事業者防災業務計画の定めるところにより、その旨を内閣総理大臣及び原子力規制委員会、所在都道府県知事、所在市町村長並びに関係周辺都道府県知事（事業所外運搬に係る事象の発生の場合にあっては、内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣並びに当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事及び市町村長）に通報しなければならない。この場合において、所在都道府県知事及び関係周辺都道府県知事は、関係周辺市町村長にその旨を通報するものとする。

2 （省略）

（原子力緊急事態宣言等）

第十五条 原子力規制委員会は、次のいずれかに該当する場合において、原子力緊急事態が発生したと認めるときは、直ちに、内閣総理大臣に対し、その状況に関する必要な情報の報告を行うとともに、次項の規定による公示及び第三項の規定による指示の案を提出しなければならない。

- 一 第十条第一項前段の規定により内閣総理大臣及び原子力規制委員会が受けた通報に係る検出された放射線量又は政令で定める放射線測定設備及び測定方法により検出された放射線量が、異常な水準の放射線量の基準として政令で定めるもの以上である場合
- 二 前号に掲げるもののほか、原子力緊急事態の発生を示す事象として政令で定めるものが生じた場合

2 内閣総理大臣は、前項の規定による報告及び提出があったときは、直ちに、原子力緊急事態が発生した旨及び次に掲げる事項の公示（以下「原子力緊急事態宣言」という。）をするものとする。

- 一 緊急事態応急対策を実施すべき区域
- 二 原子力緊急事態の概要
- 三 前二号に掲げるもののほか、第一号に掲げる区域内の居住者、滞在者その他の者及び公私の

団体（以下「居住者等」という。）に対し周知させるべき事項

- 3 内閣総理大臣は、第一項の規定による報告及び提出があったときは、直ちに、前項第一号に掲げる区域を管轄する市町村長及び都道府県知事に対し、第二十八条第二項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法第六十条第一項及び第五項の規定による避難のための立退き又は屋内への退避の勧告又は指示を行うべきことその他の緊急事態応急対策に関する事項を指示するものとする。
- 4 内閣総理大臣は、原子力緊急事態宣言をした後、原子力災害の拡大の防止を図るための応急の対策を実施する必要がなくなったと認めるときは、速やかに、原子力緊急事態の解除を行う旨及び次に掲げる事項の公示（以下「原子力緊急事態解除宣言」という。）をするものとする。
 - 一 原子力災害事後対策を実施すべき区域
 - 二 前号に掲げるもののほか、同号に掲げる区域内の居住者等に対し周知させるべき事項

■ 愛媛県防災対策基本条例（抜粋）

（情報収集伝達体制の整備）

第27条 市町は、あらかじめ、災害時における災害及び避難に関する情報を住民に提供するとともに、住民からの被害状況、住民の安否その他の必要な情報を入手する手段を講じておくものとする。

- 2 県及び市町は、孤立地区（災害の発生により通信及び交通が途絶した地区をいう。以下同じ。）の発生に備え、情報収集及び伝達手段の確保に努めるものとする。
- 3 市町は、あらかじめ、災害の発生により、帰宅することが困難となり、又は移動の途中で目的地に到達することが困難となった者（以下「帰宅困難者」という。）が帰宅し、到達し、又は避難するために必要な情報を提供するための体制を整備するものとする。
- 4 県は、あらかじめ災害時における気象、被害その他の災害に関する情報を入手し、並びに市町及び関係機関等に提供するための手段を講じておくものとする。
- 5 県及び市町は、災害時における情報の提供について、あらかじめ報道機関と連携を図るものとする。

（住民避難体制の整備）

第28条 市町は、あらかじめ、自主防災組織等と連携して、災害の態様及び地域の特性に応じた避難計画を作成するものとする。

- 2 前項に規定する避難計画には、避難準備情報等の発表等の基準、避難場所、避難経路、避難方法その他の避難のために必要な事項を定めるものとする。
- 3 市町は、災害時における避難場所の運営について、あらかじめ、避難場所の所有者、占有者又は管理者及び自主防災組織と連携して、衛生その他の生活環境に配慮した運営基準を作成するものとする。
- 4 市町は、自主防災組織等及び関係機関等と連携して、第1項に規定する避難計画及び前項に規定する運営基準（以下「運営基準」という。）を住民に周知するものとする。
- 5 県及び市町は、孤立地区の発生に備え、輸送手段の確保に努めるものとする。
- 6 市町は、あらかじめ、災害時要援護者に関する情報の把握に努め、自主防災組織等及び関係機関等と連携して、災害時要援護者の援護を行うための体制を整備するものとする。
- 7 市町は、あらかじめ、関係機関等と連携して、疾病等のために通常の避難場所では生活することができない住民が避難することができる施設を確保するものとする。
- 8 県は、広域的な避難が円滑に行われるようにするため、避難場所への広域的な誘導方法を確立することができるよう市町を支援するものとする。

（避難及び避難場所）

第35条 県民は、災害時において、当該災害に関する情報に留意し、防災地図等の活用により必要と判断したときは、自主的に避難するとともに、避難準備情報の提供又は避難勧告若しくは避難指示の発令があったときは、速やかにこれに応じて行動するものとする。

2 避難場所に滞在する者は、運営基準に従い、相互に協力して自主的に共同生活を営むとともに、避難勧告又は避難指示が解除されるまでの間、避難を継続するものとする。

3 避難場所の管理者等は、市町及び自主防災組織等と相互に連携を図りながら協力して避難場所を円滑に運営するよう努めるものとする。

(災害時の応急対策)

第38条 事業者は、災害時において、来所者、従業員等の安全を確保するよう努めるとともに、地域住民及び自主防災組織等と連携して情報の収集及び提供、救助、避難誘導等を積極的に行い、地域住民の安全を確保するよう努めるものとする。

■ 愛媛県救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営

■ に関する基準を定める条例（抜粋）

(非常災害対策)

第18条 救護施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、地震、風水害、当該救護施設の周辺地域の環境、立地条件等から想定される災害等の非常災害ごとに、当該非常災害が発生した場合における入所者の安全の確保のための体制、避難の方法等を定めた計画（以下この条において「施設防災計画」という。）を策定し、当該救護施設の見やすい場所に掲示しておかなければならない。

2 救護施設は、施設防災計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携の体制並びに入所者を円滑に避難誘導するための体制を整備し、定期的に、これらの体制について職員及び入所者に周知するとともに、避難、救出等の必要な訓練を行わなければならない。

3 救護施設は、前項の訓練の結果に基づき、施設防災計画の検証を行うとともに、必要に応じて施設防災計画の見直しを行うものとする。

4 救護施設は、非常災害が発生した場合に職員及び入所者が当該救護施設において当面の避難生活を行うことができるよう、必要な食糧、飲料水、医薬品その他の生活物資の備蓄に努めなければならない。

(非常災害対策)

第31条 授産施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害が発生した場合における利用者の安全の確保のための体制、避難の方法等を定めた計画を策定し、当該授産施設の見やすい場所に掲示しておかなければならない。

2 前項に定めるもののほか、授産施設の非常災害対策については、第18条第2項から第4項までの規定を準用する。

■ 愛媛県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（抜粋）

(非常災害対策)

第7条 児童福祉施設は、消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、地震、風水害、当該児童福祉施設の周辺地域の環境、立地条件等から想定される災害等の非常災害ごとに、当該非常災害が発生した場合における入所者等の安全の確保のための体制及び避難の方法等を定めた計画（以下「施設防災計画」という。）を策定し、当該児童福祉施設の見やすい場所に掲示しておかなければならない。

2 児童福祉施設は、施設防災計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携の体制並びに入所者等を円滑に避難誘導するための体制を整備し、定期的に、これらの体制について職員及び入所者等に周知するとともに、避難、救出等の必要な訓練をするよう努めなければならない。

ない。

- 3 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回行われなければならない。
- 4 児童福祉施設は、第2項の訓練の結果に基づき、施設防災計画の検証を行うとともに、必要に応じて施設防災計画の見直しを行うものとする。
- 5 児童福祉施設は、当該児童福祉施設の実情に応じ、非常災害が発生した場合に必要な食糧、飲料水、医薬品その他の生活物資の備蓄に努めなければならない。

■ 愛媛県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（抜粋）

（非常災害対策）

- 第6条 婦人保護施設は、地震、風水害、当該婦人保護施設の周辺地域の環境、立地条件等から想定される災害等の非常災害ごとに、当該非常災害が発生した場合における入所者の安全確保のための体制、避難の方法等を定めた計画（以下「施設防災計画」という。）を策定し、当該婦人保護施設の見やすい場所に掲示しておかななければならない。
- 2 婦人保護施設は、施設防災計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携の体制並びに入所者を円滑に避難誘導するための体制を整備し、定期的に、これらの体制について職員及び入所者に周知するとともに、避難、救出等の必要な訓練を行わなければならない。
 - 3 婦人保護施設は、前項の訓練の結果に基づき、施設防災計画の検証を行うとともに、必要に応じて施設防災計画の見直しを行うものとする。
 - 4 婦人保護施設は、非常災害が発生した場合に職員及び入所者が当該婦人保護施設において当面の避難生活をする事ができるよう、必要な食糧、飲料水、医薬品その他の生活物資の備蓄に努めなければならない。

■ 愛媛県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（抜粋）

（非常災害対策）

- 第41条 指定児童発達支援事業者（児童発達支援センターであるものを除く。以下この条において同じ。）は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害が発生した場合における障害児の安全の確保のための体制、避難の方法等を定めた計画（以下「事業所防災計画」という。）を策定し、当該指定児童発達支援事業所の見やすい場所に掲示しておかななければならない。
- 2 指定児童発達支援事業者は、事業所防災計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携の体制並びに障害児を円滑に避難誘導するための体制を整備し、定期的に、これらの体制について従業者及び障害児に周知するとともに、避難、救出等の必要な訓練を行わなければならない。
 - 3 指定児童発達支援事業者は、前項の訓練の結果に基づき、事業所防災計画の検証を行うとともに、必要に応じて事業所防災計画の見直しを行うものとする。
 - 4 指定児童発達支援事業者は、非常災害が発生した場合に備え、必要な食糧、飲料水、医薬品その他の生活物資の備蓄に努めなければならない。

■ 愛媛県指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（抜粋）

（非常災害対策）

- 第38条 指定福祉型障害児入所施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、地震、風水害、当該指定福祉型障害児入所施設の周辺地域の環境、立地条件等から想定される災害等の非常災害ごとに、当該非常災害が発生した場合における障害児の安全の確保のための体

制、避難の方法等を定めた計画（以下「施設防災計画」という。）を策定し、当該指定福祉型障害児入所施設の見やすい場所に掲示しておかなければならない。

- 2 指定福祉型障害児入所施設は、施設防災計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携の体制並びに障害児を円滑に避難誘導するための体制を整備し、定期的に、これらの体制について従業者及び障害児に周知するとともに、避難、救出等の必要な訓練を行わなければならない。
- 3 指定福祉型障害児入所施設は、前項の訓練の結果に基づき、施設防災計画の検証を行うとともに、必要に応じて施設防災計画の見直しを行うものとする。
- 4 指定福祉型障害児入所施設は、非常災害が発生した場合に従業者及び障害児が当該指定福祉型障害児入所施設において当面の避難生活をする事ができるよう、必要な食糧、飲料水、医薬品その他の生活物資の備蓄に努めなければならない。

■ 愛媛県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（抜粋）

（非常災害対策）

第72条 指定療養介護事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害が発生した場合における利用者の安全の確保のための体制、避難の方法等を定めた計画（以下「事業所防災計画」という。）を策定し、当該指定療養介護事業所の見やすい場所に掲示しておかなければならない。

- 2 指定療養介護事業者は、事業所防災計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携の体制並びに利用者を円滑に避難誘導するための体制を整備し、定期的に、これらの体制について従業者及び利用者に周知するとともに、避難、救出等の必要な訓練を行わなければならない。
- 3 指定療養介護事業者は、前項の訓練の結果に基づき、事業所防災計画の検証を行うとともに、必要に応じて事業所防災計画の見直しを行うものとする。
- 4 指定療養介護事業者は、非常災害が発生した場合に従業者及び利用者が当該指定療養介護事業者において当面の避難生活をする事ができるよう、必要な食糧、飲料水、医薬品その他の生活物資の備蓄に努めなければならない。

■ 愛媛県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（抜粋）

（非常災害対策）

第49条 指定障害者支援施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、地震、風水害、当該指定障害者支援施設の周辺地域の環境、立地条件等から想定される災害等の非常災害ごとに、当該非常災害が発生した場合における利用者の安全の確保のための体制、避難の方法等を定めた計画（以下「施設防災計画」という。）を策定し、当該指定障害者支援施設の見やすい場所に掲示しておかなければならない。

- 2 指定障害者支援施設は、施設防災計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携の体制並びに利用者を円滑に避難誘導するための体制を整備し、定期的に、これらの体制について従業者及び利用者に周知するとともに、避難、救出等の必要な訓練を行わなければならない。
- 3 指定障害者支援施設は、前項の訓練の結果に基づき、施設防災計画の検証を行うとともに、必要に応じて施設防災計画の見直しを行うものとする。
- 4 指定障害者支援施設は、非常災害が発生した場合に従業者及び利用者が当該指定障害者支援施設において当面の避難生活をする事ができるよう、必要な食糧、飲料水、医薬品その他の生活物資の備蓄に努めなければならない。

■ 愛媛県障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（抜粋）

（非常災害対策）

第8条 療養介護事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害が発生した場合における利用者の安全の確保のための体制、避難の方法等を定めた計画（以下「事業所防災計画」という。）を策定し、当該療養介護事業所の見やすい場所に掲示しておかなければならない。

- 2 療養介護事業者は、事業所防災計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携の体制並びに利用者を円滑に避難誘導するための体制を整備し、定期的に、これらの体制について職員及び利用者へ周知するとともに、避難、救出等の必要な訓練を行わなければならない。
- 3 療養介護事業者は、前項の訓練の結果に基づき、事業所防災計画の検証を行うとともに、必要に応じて事業所防災計画の見直しを行うものとする。
- 4 療養介護事業者は、非常災害が発生した場合に当該療養介護事業所において職員及び利用者が当面の避難生活を行うことができるよう、必要な食糧、飲料水、医薬品その他の生活物資の備蓄に努めなければならない。

■ 愛媛県地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例（抜粋）

（非常災害対策）

第5条 地域活動支援センターは、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害が発生した場合における利用者の安全の確保のための体制、避難の方法等を定めた計画（以下「施設防災計画」という。）を策定し、当該地域活動支援センターの見やすい場所に掲示しておかなければならない。

- 2 地域活動支援センターは、施設防災計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携の体制並びに利用者を円滑に避難誘導するための体制を整備し、定期的に、これらの体制について職員及び利用者へ周知するとともに、避難、救出等の必要な訓練を行わなければならない。
- 3 地域活動支援センターは、前項の訓練の結果に基づき、施設防災計画の検証を行うとともに、必要に応じて施設防災計画の見直しを行うものとする。
- 4 地域活動支援センターは、非常災害が発生した場合に備え、必要な食糧、飲料水、医薬品その他の生活物資の備蓄に努めなければならない。

■ 愛媛県福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（抜粋）

（非常災害対策）

第6条 福祉ホームは、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、地震、風水害、当該福祉ホームの周辺地域の環境、立地条件等から想定される災害等の非常災害ごとに、当該非常災害が発生した場合における利用者の安全の確保のための体制、避難の方法等を定めた計画（以下「施設防災計画」という。）を策定し、当該福祉ホームの見やすい場所に掲示しておかなければならない。

- 2 福祉ホームは、施設防災計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携の体制並びに利用者を円滑に避難誘導するための体制を整備し、定期的に、これらの体制について職員及び利用者へ周知するとともに、避難、救出等の必要な訓練を行わなければならない。
- 3 福祉ホームは、前項の訓練の結果に基づき、施設防災計画の検証を行うとともに、必要に応じて施設防災計画の見直しを行うものとする。
- 4 福祉ホームは、非常災害が発生した場合に職員及び利用者が当該福祉ホームにおいて当面の避難

生活をすることができるよう、必要な食糧、飲料水、医薬品その他の生活物資の備蓄に努めなければならない。

■ 愛媛県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（抜粋）

（非常災害対策）

第7条 障害者支援施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、地震、風水害、当該障害者支援施設の周辺地域の環境、立地条件等から想定される災害等の非常災害ごとに、当該非常災害が発生した場合における利用者の安全の確保のための体制、避難の方法等を定めた計画（以下「施設防災計画」という。）を策定し、当該障害者支援施設の見やすい場所に掲示しておかなければならない。

- 2 障害者支援施設は、施設防災計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携の体制並びに入所者を円滑に避難誘導するための体制を整備し、定期的に、これらの体制について職員及び利用者に周知するとともに、避難、救出等の必要な訓練を行わなければならない。
- 3 障害者支援施設は、前項の訓練の結果に基づき、施設防災計画の検証を行うとともに、必要に応じて施設防災計画の見直しを行うものとする。
- 4 障害者支援施設は、非常災害が発生した場合に職員及び利用者が当該障害者支援施設において当面の避難生活をするように、必要な食糧、飲料水、医薬品その他の生活物資の備蓄に努めなければならない。

■ 愛媛県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（抜粋）

（非常災害対策）

第9条 軽費老人ホームは、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害が発生した場合における入所者の安全の確保のための体制、避難の方法等を定めた計画（以下「施設防災計画」という。）を策定し、当該軽費老人ホームの見やすい場所に掲示しておかなければならない。

- 2 軽費老人ホームは、施設防災計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携の体制並びに入所者を円滑に避難誘導するための体制を整備し、定期的に、これらの体制について職員及び入所者に周知するとともに、避難、救出等の必要な訓練を行わなければならない。
- 3 軽費老人ホームは、前項の訓練の結果に基づき、施設防災計画の検証を行うとともに、必要に応じて施設防災計画の見直しを行うものとする。
- 4 軽費老人ホームは、非常災害が発生した場合に職員及び入所者が当該軽費老人ホームにおいて当面の避難生活をするように、必要な食糧、飲料水、医薬品その他の生活物資の備蓄に努めなければならない。

■ 愛媛県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（抜粋）

（非常災害対策）

第9条 養護老人ホームは、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害が発生した場合における入所者の安全の確保のための体制、避難の方法等を定めた計画（以下「施設防災計画」という。）を策定し、当該養護老人ホームの見やすい場所に掲示しておかなければならない。

- 2 養護老人ホームは、施設防災計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携の体制並びに入所者を円滑に避難誘導するための体制を整備し、定期的に、これらの体制について

て職員及び入所者に周知するとともに、避難、救出等の必要な訓練を行わなければならない。

- 3 養護老人ホームは、前項の訓練の結果に基づき、施設防災計画の検証を行うとともに、必要に応じて施設防災計画の見直しを行うものとする。
- 4 養護老人ホームは、非常災害が発生した場合に職員及び入所者が当該養護老人ホームにおいて当面の避難生活をする事ができるよう、必要な食糧、飲料水、医薬品その他の生活物資の備蓄に努めなければならない。

■ 愛媛県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

(抜粋)

(非常災害対策)

第9条 特別養護老人ホームは、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、地震、風水害、当該特別養護老人ホームの周辺地域の環境、立地条件等から想定される災害等の非常災害ごとに、当該非常災害が発生した場合における入所者の安全の確保のための体制、避難の方法等を定めた計画（以下「施設防災計画」という。）を策定し、当該特別養護老人ホームの見やすい場所に掲示しておかなければならない。

- 2 特別養護老人ホームは、施設防災計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携の体制並びに入所者を円滑に避難誘導するための体制を整備し、定期的に、これらの体制について職員及び入所者に周知するとともに、避難、救出等の必要な訓練を行わなければならない。
- 3 特別養護老人ホームは、前項の訓練の結果に基づき、施設防災計画の検証を行うとともに、必要に応じて施設防災計画の見直しを行うものとする。
- 4 特別養護老人ホームは、非常災害が発生した場合に職員及び入所者が当該特別養護老人ホームにおいて当面の避難生活をする事ができるよう、必要な食糧、飲料水、医薬品その他の生活物資の備蓄に努めなければならない。

■ 愛媛県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例 (抜粋)

(非常災害対策)

第110条 指定通所介護事業者は、非常災害が発生した場合における利用者の安全の確保のための体制、避難の方法等を定めた計画（以下「事業所防災計画」という。）を策定し、当該指定通所介護事業所の見やすい場所に掲示しておかなければならない。

- 2 指定通所介護事業者は、事業所防災計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携の体制並びに利用者円滑に避難誘導するための体制を整備し、定期的に、これらの体制について従業者及び利用者に周知するとともに、避難、救出等の必要な訓練を行わなければならない。
- 3 指定通所介護事業者は、前項の訓練の結果に基づき、事業所防災計画の検証を行うとともに、必要に応じて事業所防災計画の見直しを行うものとする。
- 4 指定通所介護事業者は、非常災害が発生した場合に従業者及び利用者が当該指定通所介護事業所において当面の避難生活をする事ができるよう、必要な食糧、飲料水、医薬品その他の生活物資の備蓄に努めなければならない。

■ 愛媛県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例 (抜粋)

(非常災害対策)

第105条 指定介護予防通所介護事業者は、非常災害が発生した場合における利用者の安全の確保の

ための体制、避難の方法等を定めた計画（以下「事業所防災計画」という。）を策定し、当該指定介護予防通所介護事業所の見やすい場所に掲示しておかなければならない。

- 2 指定介護予防通所介護事業者は、事業所防災計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携の体制並びに利用者を円滑に避難誘導するための体制を整備し、定期的に、これらの体制について従業者及び利用者にも周知するとともに、避難、救出等の必要な訓練を行わなければならない。
- 3 指定介護予防通所介護事業者は、前項の訓練の結果に基づき、事業所防災計画の検証を行うとともに、必要に応じて事業所防災計画の見直しを行うものとする。
- 4 指定介護予防通所介護事業者は、非常災害が発生した場合に従業者及び利用者が当該指定介護予防通所介護事業所において当面の避難生活をする事ができるよう、必要な食糧、飲料水、医薬品その他の生活物資の備蓄に努めなければならない。

■ 愛媛県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（抜粋）

（非常災害対策）

第32条 指定介護老人福祉施設は、地震、風水害、当該指定介護老人福祉施設の周辺地域の環境、立地条件等から想定される災害等の非常災害ごとに、当該非常災害が発生した場合における入所者の安全の確保のための体制、避難の方法等を定めた計画（以下「施設防災計画」という。）を策定し、当該指定介護老人福祉施設の見やすい場所に掲示しておかなければならない。

- 2 指定介護老人福祉施設は、施設防災計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携の体制並びに入所者を円滑に避難誘導するための体制を整備し、定期的に、これらの体制について従業者及び入所者にも周知するとともに、避難、救出等の必要な訓練を行わなければならない。
- 3 指定介護老人福祉施設は、前項の訓練の結果に基づき、施設防災計画の検証を行うとともに、必要に応じて施設防災計画の見直しを行うものとする。
- 4 指定介護老人福祉施設は、非常災害が発生した場合に従業者及び入所者が当該指定介護老人福祉施設において当面の避難生活をする事ができるよう、必要な食糧、飲料水、医薬品その他の生活物資の備蓄に努めなければならない。

■ 愛媛県介護老人保健施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（抜粋）

（非常災害対策）

第32条 介護老人保健施設は、地震、風水害、当該介護老人保健施設の周辺地域の環境、立地条件等から想定される災害等の非常災害ごとに、当該非常災害が発生した場合における入所者の安全の確保のための体制、避難の方法等を定めた計画（以下「施設防災計画」という。）を策定し、当該介護老人保健施設の見やすい場所に掲示しておかなければならない。

- 2 介護老人保健施設は、施設防災計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携の体制並びに入所者を円滑に避難誘導するための体制を整備し、定期的に、これらの体制について従業者及び入所者にも周知するとともに、避難、救出等の必要な訓練を行わなければならない。
- 3 介護老人保健施設は、前項の訓練の結果に基づき、施設防災計画の検証を行うとともに、必要に応じて施設防災計画の見直しを行うものとする。
- 4 介護老人保健施設は、非常災害が発生した場合に従業者及び入所者が当該介護老人保健施設において当面の避難生活をする事ができるよう、必要な食糧、飲料水、医薬品その他の生活物資の備蓄に努めなければならない。

■ 愛媛県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（抜粋）

（非常災害対策）

第31条 指定介護療養型医療施設は、地震、風水害、当該指定介護療養型医療施設の周辺地域の環境、立地条件等から想定される災害等の非常災害ごとに、当該非常災害が発生した場合における入院患者の安全の確保のための体制、避難の方法等を定めた計画（以下「施設防災計画」という。）を策定し、当該指定介護療養型医療施設の見やすい場所に掲示しておかなければならない。

- 2 指定介護療養型医療施設は、施設防災計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携の体制並びに入院患者を円滑に避難誘導するための体制を整備し、定期的に、これらの体制について従業者及び入院患者に周知するとともに、避難、救出等の必要な訓練を行わなければならない。
- 3 指定介護療養型医療施設は、前項の訓練の結果に基づき、施設防災計画の検証を行うとともに、必要に応じて施設防災計画の見直しを行うものとする。
- 4 指定介護療養型医療施設は、非常災害が発生した場合に従業者及び入院患者が当該指定介護療養型医療施設において当面の避難生活をする事ができるよう、必要な食糧、飲料水、医薬品その他の生活物資の備蓄に努めなければならない。

ガイドラインに関する「Q & A」

(Q 1)

施設の規模も小さく、職員数も少ないので、このガイドラインにあるような避難計画を作成できないのですが、どのようにすればよいでしょうか。

(A 1)

施設の規模、職員の数、入所者の特性などに合わせた避難計画の作成を心がけましょう。

原子力災害対策として必要とされる措置や備えは、施設や入所者の特性などによって変わり得るものです。避難計画作成に当たっては、画一的なものとならないように、施設や入所者の特性などを踏まえて、十分に検討した上で作成するようにしましょう。

また、避難計画は、職員全員が、そのときの状況に応じて何をすべきかわかるように、わかりやすく、かつ、具体的に、見やすいものとなるように工夫しましょう。

(Q 2)

施設単独では、避難計画を作成することが難しいのですが、どのようにすればよいでしょうか。

(A 2)

避難計画は、施設管理者や事務長のみではなく、職員みんなで作成してみましよう。

原子力災害時の安全かつ迅速な避難は、施設の全部門、全職種の職員が一丸となっはじめて達成できるものです。そのためには、職員間の意思統一が不可欠ですので、避難計画作成に多くの職員が参画することによって、実行可能で現実的な対策が避難計画に盛り込まれるとともに、自ずと災害対策や避難についての職員間の意思統一が図られるという効果も期待できます。

このように、避難計画の作成過程も大切ですので、多くの職員の参画を得て、避難計画を作成しましょう。

例えば、最初に職員間で話し合っ、職員の役割分担、参集方法、入所者情報の把握といった「施設でとれる対策」、情報連絡方法、避難場所、避難経路の確認といった「市町と相談すべき対策」、避難誘導の応援といった「地域に協力してもらいたい対策」を整理して、その3つの各対策を構成する各項目に関する対応を掘り下げていった結果、導き出された具体的な対応を順序立てて避難計画や行動手順に盛り込んでいくといった手法も一つの方法です。

また、近隣の類似施設とも相談しながら作成してみるのもよいでしょう。

(Q3)

避難計画に盛り込む対策には、直ぐには決まらない対策もあり、計画作成に時間が掛かりそうですが、どのようにすればよいでしょうか。

(A3)

避難計画の中には、直ぐにでも取り組めるものから、費用や関係機関との調整などによって、直ぐには達成できないものまで含まれています。だからといって、直ぐにできない対策を「できないまま」放置しておくのではなく、計画的に着実に取り組んでいくことが大切で、代替案を考えるなどして、避難計画を作成してください。施設の置かれている状況を踏まえて、各施設で創意工夫することも、重要な災害対策の一つです。

例えば、避難場所、避難経路、避難手段が直ぐに決まらない場合は、避難計画に「市（町）災害対策本部から指示のあった避難場所に用意された避難手段を用いて指定された経路を通して避難する。」などと記載することも一つの方法として考えられますが、その場合においても市町防災担当課に助言を求めるなど、実効性のある避難計画となるよう継続的な検討を重ねていくことが必要です。

(Q4)

このガイドラインは、入所施設向けのものとなっていますが、通所施設の避難計画は、どのように作成すればよいのでしょうか。

(A4)

入所施設では多くの災害時要援護者の方が昼夜を問わず生活しており、自力で避難することが困難な方も大勢いることから、避難対応に支障を来すことが想定されるため、今回、ガイドラインを作成して避難計画作成を支援することとしました。

通所施設におかれても、複合災害時に帰宅困難者が出た場合などを想定した避難計画を作成する場合には、災害時における家族等への引継ぎ方法や物資の備蓄方法等を明確にしておくなど、このガイドラインを参考にして避難計画を作成してください。

また、市町が作成している災害時要援護者避難支援プランでは、災害時要援護者への情報伝達体制や避難支援体制の基本的な考え方や進め方を整理していますので、それも参考にするとよいでしょう。

(Q5)

職員の役割分担を決めるに当たって、注意しておくべきことは何かありますか。

(A5)

事前に役割分担を決めておくのは、災害時に少しでも職員の混乱を防ぎ、組織立った対応を行うためです。

災害時には、想定外の事態にも冷静に対処し、1つ1つの問題を迅速かつ適切に対応していくことが職員には求められます。

そのため、役割分担を班別で決めておき、各班で行うべき具体的な業務を明確にしておくことが必要です。

このガイドラインでは、班編成の一例を示していますが、施設の置かれている状況や入所者の特性によって、様々な構成が考えられますので、職員同士で話し合っ、実効可能で現実的な役割分担を決めてください。

比較的スムーズにストレスなく避難活動を行うためには、日常行っている業務に災害時も従事することが大切ですので、施設管理者や事務長といった管理的役割に就いている方は、日頃から対外交渉や連絡調整役を担っていることから、災害時にも情報収集、連絡調整、職員指揮といった業務を行い、その他の職員は入所者の避難準備や避難誘導に専念するといったことが考えられます。

また、役割分担を決めた後は、避難訓練や防災教育を通じて、職員の災害対応力を向上させることが大切です。

(Q6)

職員の参集に際して、ガイドラインに記載していること以外に考慮しておくべきことはありますか。

(A6)

職員への連絡をスムーズに行うため、職員の連絡先（自宅電話番号、携帯電話番号、自宅メールアドレス、携帯メールアドレス）の一覧以外に、連絡順のフローチャート図（連絡がつかない場合の代替連絡先やその連絡順位も記載）を準備しておくといでしょう。

(Q7)

災害に備えて生活物資の備蓄を考えないといけないのですが、どのような方法で備蓄をすればよいでしょうか。

(A7)

備蓄の方法として考えられるのは、地震等による施設の損傷等考慮して、1箇所の備蓄庫などに保管するのではなく、数箇所に分散して備蓄するようにしましょう。

また、災害のために特別なものを用意するのではなく、普段使う物を更新（通常使用分と災害備蓄分を組み合わせ）して、計画的な備蓄を心がけましょう。

なお、備蓄品の選定に当たっては、入所者の特性を踏まえ、あらかじめ何を備蓄しておくか、十分に検討しておく必要があります。

ガイドライン第3章第7節で示しています備蓄量は一つの目安であるため、備蓄量に関しては、日々の施設運営における消費量を踏まえて、備蓄物資について1日当たり1人どの程度のものが必要となるか把握し、それに基づいて備蓄量を決定することが大切です。

(Q8)

原子力防災のことについて、施設職員に学ばせたいのですが、どこに相談すればよいでしょうか。

(A8)

県や市町では原子力防災に関する普及・啓発を行っていますので、まずは、地元各市町防災担当窓口までお問い合わせください。

また、施設単独ではなく、近隣の他施設や自主防災組織との合同研修会を開催するのも、他施設の好事例などが学べるなど避難計画の作成や見直しの良い機会となるとともに、普段から良好な関係が構築されることで、災害時の円滑な協力体制に期待できます。

(Q9)

避難訓練には、どのようなことに注意するべきでしょうか。また、訓練にはどのような方法があるのでしょうか。

(A9)

原子力災害に対する避難訓練を実施する目的としては、自然災害に対する訓練と同様に、実際に災害が発生した場合の対応をイメージさせる、避難計画を理解させる、避難計画が有効に機能するか検証する、施設職員の対応熟練度を上げる、

自主防災組織等の連携を図るといったことが考えられますので、それらの目的に応じた訓練を企画して実施することが必要です。

発災から避難までの一連の流れを実動で行う訓練も全体の流れを確認する上で大切ですが、その場合は訓練の規模が大規模なものとなり、施設によっては、大変な負担となることから、災害時における役割ごとに何回かに分けて実施するなど訓練の目的やテーマを絞り込んで、短時間で小規模な実動訓練を繰り返して、机上訓練とも組み合わせながら、全体の流れを検証するといった方法のほか、市町や自主防災組織と連携して地域の防災訓練への参加なども考えられますので、施設の実情に合った避難訓練を実施しましょう。

なお、訓練の実施に当たっては、訓練が原子力災害時での安全かつ迅速な避難を達成するための手段であることを認識して、訓練すること自体が目的とならないように注意しましょう。

(Q10)

災害時における地域との協力体制を構築するには、日頃からどのようなことをしておくといよいでしょうか。

(A10)

原子力災害時に、災害時要援護者が多く入所する施設単独で入所者を安全かつ迅速に避難させるにはマンパワー不足により、全ての事態に十分に対処することが困難な場合もあるので、それを補完する「地域の力」が大変重要となってきます。

災害時に地域からの協力を得るには、地域行事に参加したり、施設でのバザーや見学会などを開催したりするなど積極的に地域との交流を持つことが大切で、地域とのコミュニケーションを深めるために、地域の防災訓練にも参加して、「顔の見える関係」を築いていきましょう。

さらに、より効果的なものとして、自主防災組織等との間で、災害時の支援提供について承諾を得ておくほか、支援を受ける際の注意事項や手順などを簡潔にマニュアル化しておくこともよいでしょう。

(Q11)

避難計画（作成例）では、施設に原子力災害対策検討委員会や各種対策班を設置するようになっていますが、既存の組織で代替してもよいでしょうか。

(A11)

資料として添付している作成例は、あくまで一例ですので、それを活用することは差し支えありませんが、作成例をそのまま適用することは想定していません。

自然災害対策などを検討・実施する組織が既に存在する場合は、その組織を活用して原子力災害対策を講じてください。

なお、これまでに災害対策を検討する組織が十分に機能してなかった場合などは、これを機会に、施設職員一体となった災害対策の在り方を検討して、職員全員が災害対策への意見を出し合える環境を作ってみてください。

(Q12)

原子力災害時の各段階における職員行動手順が示されていますが、行動手順を作成する際に注意すべき点がありますか。

(A12)

安全かつ迅速に避難するために、避難準備時、屋内退避時、避難時などといった各段階における行動手順を明確にしておくことが大切です。

行動手順は例示のようなまとめ方もあれば、対策班ごとの行動手順をフローチャート図としてまとめる方法もわかりやすく有効な方法と思われます。

また、初動対応時や少人数体制時における行動の優先順位を付けておきましょう。

(Q13)

実際の災害時には、想定外の事態も起こり得ると思いますが、そのような場合に対処するには、日頃から取り組むべきことはどのようなことでしょうか。

(A13)

避難計画を作成したら、それで終わりではありません。訓練や防災教育等を積み重ねて、避難計画を絶えず見直し、想定以上の災害が発生する可能性を認識して、どのような災害や事態にも柔軟に対応できる判断力を身に付けておくことが大切です。

そのためには、様々な事態を想定した避難計画を職員全員で作りに上げていきましょう。

用語解説

【原子力災害対策重点区域】

原子力施設を中心として概ね半径 30km の地域のことをいいます。当区域は、原子力施設を中心として概ね半径 5 km の地域「P A Z」（予防的防護措置を準備する区域：Precautionary Action Zone）と原子力施設を中心として概ね半径 30km の地域から P A Z を除いた地域「U P Z」（緊急時防護措置を準備する区域：Urgent Protective Planning Zone）に分かれます。

【確定的影響】

しきい線量（症状が現れるために必要となる放射線の最小吸収線量）を超えて被ばくした場合に現れる影響のことをいいます。具体例として、急性放射線症、不妊、水晶体混濁、造血臓器の機能障害などがあります。

【確率的影響】

人が受けた放射線の量の増加にしたがって、障害の発生する確率が大きくなる傾向がある影響のことをいいます。具体例として、晩発性の身体的影響である発がん、子孫に伝わる遺伝的影響などがあります。

【防護措置】

被ばくをできるだけ低減するために講じる措置のことをいいます。具体的には、屋内退避、コンクリート屋内退避、避難、安定ヨウ素剤服用、飲食物摂取制限などがあります。

【モニタリング】

放射線を定期的に、又は連続的に監視測定することをいいます。

【警戒事態】

その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではありませんが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、早期に実施が必要な災害時要援護者等の避難等の防護措置の準備を開始する必要がある段階のことをいいます。原子力施設等立地道府県での震度 6 弱以上の地震、大津波警報が発令された場合など原子力規制委員会初動マニュアル中の特別警戒事象を採用しています。

【施設敷地緊急事態】

原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始する必要がある段階のことをいいます。原災法第 10 条の通報すべき基準をほぼ採用しています。

【全面緊急事態】

原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、確定的影響を回避し、確率的影響のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する必要がある段階のことをいいます。原災法第 15 条の原子力緊急事態宣言の基準をほぼ採用しています。

【屋内退避】

窓や扉などの開口部を閉め、換気は止めて建物内部に留まることをいいます。建物の遮へい効果による外部被ばくの低減と、窓等を閉めて建物の気密性を高めて屋内への放射性物質の侵入の防止を図り、内部被ばくを低減させます。

【コンクリート屋内退避】

市町災害対策本部が指定するコンクリート製の建物内に退避することをいいます。遮へい効果の優れたコンクリート製の建物への避難により外部全身被ばくの低減と、建屋の高気密性による甲状腺被ばく等を低減させます。

【避難】

防護対策区域外に退避することをいいます。プルームから遠く離れ、放射線の外部被ばく及び放射性物質の吸入による内部被ばくを避けることができます。

【プルーム】

大気中に放出された放射性物質が風下に向かって流れる煙状の一団のことをいいます。

【複合災害】

同時又は連続して 2 以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる現象のことをいいます。

【災害時要援護者】

高齢者、身体障害者、知的障害者、精神障害者（発達障害者を含む。）妊産婦、幼児など、災害が発生し又は災害が発生するおそれがある場合の避難等に援護を要する者のことをいいます。

【東南海・南海地震】

四国から駿河湾までの太平洋沿岸を含む南海トラフ沿いの地域では、ここを震源域として大地震が繰り返し発生しています。今後 30 年以内の発生確率は、南海地震で 60%程度、東南海地震で 60~70%に達すると推定されています。地震の規模は、個別に発生した場合には、南海地震はM8.4 前後、東南海地震はM8.1 前後で、同時に発生した場合には、M8.5 前後となる可能性が高いと考えられています。さらに、津波が発生する可能性もあります。

【自主防災組織】

地域住民が「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚、連帯感に基づいて自主的に結成する組織のことをいいます。平常時には防災知識の普及や啓発、地域内の安全や設備の点検、防災訓練などを行います。災害時には、情報を収集して住民に迅速に伝え、被災者の救出や避難誘導、避難所の運営などの役割を担います。

原子力防災のしおり

伊方原子力発電所で万一事故が発生し、放射性物質が放出される恐れがある（又は放出された）場合にとるべき行動を記載しています。

① 緊急事態の連絡

万一、伊方原子力発電所において緊急事態がおこったら、県や関係市町村から、テレビ・ラジオ、防災行政無線など様々な手段を使って必要な情報を速やかにお知らせします。「うわさ」や憶測に惑わされないで、県や関係市町村などの情報に基づいて、落ち着いて行動してください。



テレビやラジオの緊急放送



うわさや憶測で行動しないでください。



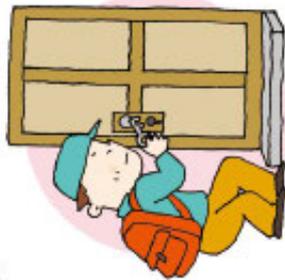
防災行政無線、ケーブルテレビ、広報車など

③ コンクリート屋内退避又は避難の指示がされたら

コンクリート屋内退避の指示がされたらでもあわてないでください。退避等の指示は、予防的、先行的に早めに出されるものですので、落ち着いて行動してください。



あわてないで正確な情報を



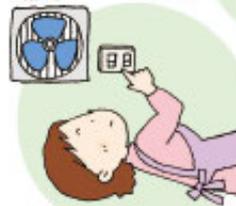
戸じまりを忘れずに

② 屋内待避の指示がされたら

すぐに、自宅など圏内に入り外に出ないでください。



ドアや窓を全部閉めてください。



防災無線などを止めてください。



外から帰って来た人は顔や手を洗ってください。



食品にフタをしたりラップをかけてください。



防災行政無線、ケーブルテレビ、広報車、ラジオ、テレビなどの正しい情報を。



マスクや外装を服用して持ち物は最小限に。



元締め、コンセントを抜くことを忘れずに



近所の人に声をかけて



徒歩で集まり係員の指示に従う

参考文献等

- 「原子力災害対策指針」<2013.2 原子力規制委員会>
- 「愛媛県地域防災計画(原子力災害対策編)」<2013.2 愛媛県>
- 「愛媛県災害時障害者支援の手引き」<2013.2 愛媛県保健福祉部>
- 「東日本大震災津波 岩手県保育所避難状況記録」<2013.2 公益財団法人日本ユニセフ協会、岩手県保健福祉部児童家庭課>
- 「社会福祉施設(入所施設)における「原子力災害にかかる避難計画」作成ガイドライン」<2012.10 島根県健康福祉部>
- 「東日本大震災に関する福島県の初動対応の課題について」<2012.10 福島県生活環境部>
- 「原子力災害対策マニュアル」<2012.10 原子力防災会議幹事会>
- 「障害者福祉施設等防災計画策定のためのマニュアル」<2012.8 福岡県福祉労働部>
- 「長浜市原子力災害対策計画(退避・避難措置対策)」<2012.6 長浜市>
- 「原子力防災対策における当面の方針」<2012.3 愛媛県原子力防災対策検討協議会>
- 「社会福祉施設防災マニュアル」<2012.2 愛媛県中予地方局健康福祉環境部>
- 「原子力災害時避難誘導マニュアル(複合災害を考慮したもの)」<2011.3 柏崎市>
- 「福祉・医療施設防災マニュアル作成指針」<2010.1 山口県健康福祉部>
- 「社会福祉施設における防災対策の強化について」<1983.12 厚生省>
- 「社会福祉施設における地震防災応急計画の作成について」<1980.1 厚生省>
- 「原子力災害と防災対策」<公益財団法人原子力安全技術センター>
- 「原子力防災用語集」<原子力規制委員会>